

## < 資料編 >

参考資料 1

環境汚染管理法（第 94A 章）（2000 年改訂版）2000 年 12 月 30 日  
（EPCA: Environmental Pollution Control Act）

シンガポール共和国法  
第 94A 章

環境汚染管理法

目次

第 1 部  
序

条

1. 略称
2. 定義

第 2 部  
行政

3. 局長、副局長、および局長補佐官の任命
4. 局長の職務、任務、および権限の委任
5. 個人責任の回避

第 3 部  
指定用地（施設）の使用

6. 指定用地（施設）の使用ライセンス
7. ライセンスに条件を付加する局長権限
8. 指定用地（施設）における特定の工事の許可
9. 所有者または占有者の変更

第 4 部  
大気汚染防止

10. 占有者による大気汚染防止装置の保守および操作
11. 煙突からの黒煙排出の禁止
12. 大気汚染物質の管理
13. 用地（施設）での作業を命じることのできる局長権限
14. 指定地域における可燃材料、燃焼装置、産業設備の使用を禁止する権限

第 5 部  
水質汚染防止

15. 産業排水、油、化学薬品、汚水、その他汚染物質の排出ライセンス
16. 産業排水処理設備
17. 内陸水への有毒物質排出に対する罰則
18. 有毒物質または産業排水、油、化学薬品、汚水、有害物質、その他汚染物質の除去および清掃を命じる局長権限
19. 有毒物質やその他汚染物質の貯蔵または運搬による水質汚染防止対策を命じる局長権限

第 6 部  
土壌汚染防止

20. 土壌汚染

第 7 部  
有害物質管理

21. 有害物質に対する本部の適用
22. 有害物質の輸入および販売の一般的な禁止
23. 有害物質の販売に関する禁止事項および規定
24. 有害物質の貯蔵、使用、取り扱い
25. 用地（施設）から有害物質の除去を命じる局長権限
26. 有害物質利用設備の所有者または占有者に影響分析調査の実施を命じる局長権限
27. 有害物質に関連した違反に対する罰則

第8部  
騒音防止

- 28. 建物の建設およびその他の工事によって生じる騒音の防止
- 29. 作業場で生じる騒音の防止
- 30. 局長が考慮すべき特定の条項

第9部  
ライセンスと産業設備工事

- 31. 単一ライセンス
- 32. ライセンスに関する一般条項
- 33. 産業設備工事に必要な証明書
- 34. 登録検査官の登録、任命、職務

第10部  
環境汚染防止対策

- 35. 主契約者による建設現場の汚染防止
- 36. 汚染防止に関する調査
- 37. 自主監視および結果の提出
- 38. 必須保険に関する規定
- 39. 特定状況における作業および処理を禁止する権限
- 40. 諮問委員会および技術委員会

第11部  
法の執行

- 41. 通知または命令に対する法遵守違反
- 42. 通知または命令に対する不服申し立て
- 43. 氏名および住所を要求する権限
- 44. 尋問および出頭を要求する局長権限
- 45. 逮捕権限
- 46. 緊急時の局長の対処
- 47. 立ち入り権限
- 48. 作業場に隣接する土地に立ち入る権限
- 49. 職務執行中の局長への妨害行為に対する罰則
- 50. 捜索権限および押収権限

第12部  
補償金、損害賠償金、報酬、費用、経費

- 51. 治安判事裁判所または地方裁判所による補償金、損害賠償金、報酬、費用、経費の決定
- 52. 所有者が作業の実施義務を怠っている場合、占有者が作業を実行できる
- 53. 所有者が支払うべき費用と経費の回収
- 54. 分割払いによる費用および経費の回収
- 55. 未払金の回収手続
- 56. 差し押え
- 57. 売却金の適用
- 58. 局長が実施する売却において購入者に与えられる法的権利
- 59. 未払金回収手続の費用
- 60. 売却を停止する権限
- 61. 裁判所への申し立て
- 62. 未払金支払いの保証
- 63. 通知を受けていない譲渡人の責任
- 64. 占有者が作業実行を妨害する場合の手続

第13部  
その他の条項

- 65. 権限を付与された職員が出す通知書、命令書、その他の書類
- 66. 通知書等の送達
- 67. 一般的な罰則
- 68. 保証金の提供

- 69. 書類の不備
- 70. 分析専門家による証明
- 71. 法人による違反
- 72. 違反の和解
- 73. 裁判所の司法権
- 74. 他の法律による訴追の保留
- 75. 免除
- 76. 付則の修正
- 77. 規則
- 78. 暫定条項

- 第 1 付則 指定用地（施設）
- 第 2 付則 有害（化学）物質の規制 <省略>
- 第 3 付則 規定の対象 <省略>
- 第 4 付則 派生的な修正 <省略>

## 環境汚染管理に関する法律およびそれに関連する目的の法律を統合するための法律

[1999年4月1日]

第1部  
序

## 略称

1. 本法は、環境汚染管理法という。

## 定義

2. 別途規定の必要がない限り、本法では以下の用語を定義する。

「大気汚染物質」とは、煙、燃え殻、あらゆる種類の固体粒子、気体、ヒューム、ミスト、臭気、放射性物質である。

「大気汚染」は、大気汚染物質が大気中に排出されることを意味する。

「大気汚染防止装置」には、以下のものが含まれる。

- (a) 大気汚染物質が含まれる気体または液体から大気汚染物質を分離するための装置
- (b) 燃焼装置の運転効率を高めるために使用される自動装置
- (c) 大気汚染を表示または記録するための装置、または過度の大気汚染を警告するための装置
- (d) 大気汚染を防止または抑制するために使用されるその他の装置

「分析」とは、材料、物質の特性を求め、あるいは産業排水、大気汚染物質、有害物質の排出、堆積の影響を求め、あるいは材料の採取や試験、測定、計算、検査である。

「分析専門家」は、局長が任命または認可した分析専門家を意味する。

「権限を付与された職員」は、本法第3条(3)項に基づいて権限を与えられた公務員、タウン・カウンシルまたは同第4条(1)項に基づいて権限を与えられた法人に雇用されている者を意味する。

「建物」とは、人間の居住あるいはその他の目的に使われる、住宅、小屋、格納庫、屋根に覆われた場所である。

「建物工事」は、建築規制法(第29章)の「建物工事」と同義である。

「煙突」とは、そこからまたはそこを通して大気汚染物質が排出される構造物または開口部である。施設自体の、あるいは施設と関連して使用される煙突に関する記述には、構造的に独立しているとしても、その施設の全体あるいは一部を成す煙突に関する記述が含まれる。

「建設現場」は、その上または中で建物または構造物の建設、改造、解体が行われている用地を意味し、以下を含む。

- (a) 建設の工事主が所有し、主契約者が現場への立ち入りを管理している、現場周辺の全ての土地
- (b) 建設現場に立てられた食堂、宿泊所、事務所、その他の構造物または建物

「コンテナ」は、以下を意味する。

- (a) あらゆる(液体用)容器、缶、ドラム缶、樽、その他の貯蔵容器
  - (b) 前記の容器、缶、ドラム缶、樽、その他の貯蔵容器が、他のコンテナに収容されているか、もしくは状況により全体が被覆材で被覆されている場合、最も外側のコンテナまたは被覆材
- ただし、ただし、ロードタンカー、タンク・コンテナ、貨物コンテナの積載用タンクは含まない。

「黒煙」は、規定された方法に基づいて黒煙と確認されたばい煙を意味する。

「1日」は、0時からの24時間を意味する。

「局長」は、本法第3条(1)項に基づいて任命される、環境汚染管理局長を意味する。

「輸出」は、文法的に変化した語形および同語源の表現を含めて、物質、設備、装置、機械、生産物を陸路、水路、または空路でシンガポールから持ち出すこと、あるいは持ち出させることを意味する。これには、水路または空路でシンガポールから持ち出すことを目的とした物質、設備、装置、機械、生産物の船、輸送車両、航空機への積み込みが含まれる。ただし、シンガポールに持ち込まれた後に、物質、設備、装置、機械、生産物のシンガポール内での陸揚げまたは積み換えを行なわなかった場合に限り、シンガポールに持ち込んだのと同じ船または航空機を使用して物質、設備、装置、機械、生産物を水路または空路でシンガポールから持ち出す場合は除外する。

「燃焼装置」は、産業設備内、またはそれに関連した場所で、可燃材料を燃焼させるために使用されている、あるいは使用される予定の炉、ボイラー、暖炉、オープン、レトルト(精錬器)、焼却炉、内燃機関、導管や煙突、あるいはその他の機器、装置、機械、構造物を意味する。

「有害物質」は、第2付則第1部の第1列に定義されている物質を意味する。ただし、以下を除く。

- (a) その物質が、それに対応する第1部第2列に記載されている物質、製剤、製品に含まれる場合
- (b) その物質が、第2付則第2部に記載されている物質、製剤、製品に含まれる場合

「輸入」は、文法的に変化した語形および同語源の表現を含めて、物質、設備、装置、機械、生産物を陸路、水路、または空路でシンガポール国外から持ち込むこと、あるいは持ち込ませることを意味する。ただし、シンガポール内で陸揚げまたは積み替えを行わずに、シンガポールに持ち込んだのと同じ船または航空

- 機を使用して、物質、設備、装置、機械、生産物を水路または空路でシンガポールから持ち出すことが確認されている場合を除く。
- 「産業または商業用地」は、産業または商業目的に使用される土地、またはその土地で産業または商業プロセスに関連して物質が燃やされる土地を意味する。これには、全ての指定用地（施設）と建設現場が含まれる。
- 「産業設備」は、発電用、産業用として、または、船、航空機、機関車、クレーン、内燃機関、その他の機械を運転するために、可燃材料を使用する設備または装置を意味する。
- 「産業設備工事」は、以下の工事を意味する。
- 産業設備の建設または拡張
  - 産業設備の改造または増築
  - 産業排水または有毒物質の処理設備の建設または拡張
  - 産業設備からの汚染を防止する装置の設置、拡張、改造
- 「内陸水」は、自然または人工の川、小川、貯水池、湖、池を意味する。
- 「ライセンス保有者」は、本法または規則に基づいてライセンスを取得した者を意味する。
- 「占有者」は
- 用地（施設）に関しては、用地（施設）を占有している者、あるいは用地（施設）を管理、経営、監督している者を意味する。
  - 用地（施設）が分けられて占有されている場合、それぞれ該当部分を占有している者、あるいは管理、経営、監督している者を意味する。
- 「所有者」は
- 用地（施設）に関しては、本人が、あるいは仲介人や被信託人、あるいは管財人として、用地（施設）の賃料を一定期間受領している者、あるいは用地（施設）が賃貸物件となった場合に賃料を受領することになる者、固定資産税法（第 254 章）の第 15 条に基づいて認証された評価リストに氏名が記載されている者を意味する。
  - 建設工事が行われている用地（施設）に関しては、開発業者および建築契約者を意味する。
  - 管轄機関によって承認された分譲計画に含まれる土地の上に立てられた建物の共有財産に関しては、その建物を管理する管理会社、管理会社または土地所有権法（土地権原法）（第 158 章）に基づく建造物監督官によって任命された管理代行者、土地所有権法（土地権原法）に基づいて管理会社のために任命された清算人を意味する。
- 「環境の汚染」は、人類あるいはその他環境に支えられている生物に害を与えうる物質が、あらゆる活動から（環境媒体中へ）排出されることによる環境の汚染を意味する。
- 「実行可能」は、特に、地域の条件および状況、技術知識の現状を考慮して当然実用的であることを意味する。
- 「最良実行可能手段」には、設備の提供、その効率的な保守、その適切な使用、占有者によって、または占有者のために行われるプロセスまたは運転の管理が含まれる。
- 「用地（施設）」とは、屋根や壁の有無、建物の有無、公有か私有か、法律で認められた機関によって維持されているか否かにかかわらず、あらゆる保有権の家屋敷、住宅、建物、土地、共同住宅、地役権、相続財産である。
- 「プロセス」とは、シンガポール内において用地上や道路あるいはそれ以外の場所で動作する、または動かされるように設計された設備を使用して行われる活動で、環境を汚染する可能性がある活動である。
- 「有資格者」は、産業設備工事に関連して、産業設備を含む建物工事に関する建築規制法（第 29 章）の第 6 条(3)項または第 9 条(1)項(b)に基づいて任命された、適切な資格を持つ者を意味する。
- 「登録検査官」は、本法第 34 条に基づいて氏名が登録されている者を意味する。
- 「規則」は、本法に基づいて作成される規則を意味する。
- 「道路」は、道路交通法（第 276 章）で使用される「道路」と同義である。
- 「ロードタンカー」は、道路交通法で定義されている用語と同義で、構造的に車両の骨組みに取り付けられたタンク、あるいは車両の骨組みの一部となっているタンクを備えた貨物車両を意味する。
- 「販売、売却」には、物々交換、交換、輸入、輸出、販売の申し出、および販売の試み、販売させることや販売の許可、販売のための展示、販売のための受領、送付、納入が含まれる。動詞としても、同様の意味で使用される。
- 「指定用地（施設）」は、当分の間、第 1 付則に明記されている用地（施設）を意味する。
- 「下水」は、下水排水法（第 293A 章）で使用される「下水」と同義である。
- 「下水システム」は、下水排水法で使用される「下水システム」と同義である。
- 「ばい煙」には、ばい煙中に含まれる、すす、灰、ほこりやほこりの粒子が含まれる。
- 「タンク」は、その全容量が、液体の場合 250 リットル、気体の場合 500 リットルを超える容器を意味する。
- 「タンク・コンテナ」は、液体の全容量が 450 リットル以上で
- 液状、ガス状、粉末状、粒子状物質の運搬に用いられるタンクを意味する。
  - 繰り返しの使用が可能ないように作られており、装備の一部を取り外したり、途中で貨物を積み直す必要なく、1 種類あるいはそれ以上の運搬形式を利用して容易に貨物を運ぶ機能を備えたタンクを意味す

- る。
- 「環境」とは、以下の媒体、すなわち大気、水、土のすべて、または任意の組み合わせで構成されるものである。
- 「タウン・カウンシル」は、タウン・カウンシル法（第 329A 章）で使用される「タウン・カウンシル」と同義である。
- 「有毒物質」は、産業排水、化学物質、油、その他有毒物質、有害物質、汚染物質を意味する。
- 「産業排水」は、懸濁粒子が含まれるか否かにかかわらず、商業、ビジネス、製造、工事、建物建設工事から排出される液体を意味する。
- 「水路」には、貯水池、湖、川、小川、運河、排水路、泉、井戸、あるいは前浜に接する海の一部、およびその他自然水、人工水、地表下の水が含まれる。
- 「工事現場」とは、産業、商業、貿易、製造のために使用される用地または場所を意味し、全ての建設現場、作業現場、農場が含まれる。

## 第 2 部 行政

### 局長、副局長、および局長補佐官の任命

3.(1) 大臣は、環境汚染管理組織の局長、および本法の規定を適切に実行するために必要と思われる人数の副局長、局長補佐官、公務員を任命することができる。

(2) 局長は、大臣の包括的、あるいは特定の指示により、本法および規則に関連するすべての事項を指揮、監督する。

(3) 本法および規則に基づいて局長に課せられる、または与えられる職務、任務、権限は、環境汚染管理組織の副局長、局長補佐官、および、文書によって局長の指揮と監督のもとで局長に代わって職務を行なう権限を正式に与えられた公務員が遂行、行使することができる。

### 局長の職務、任務、および権限の委任

4.(1) 局長は、大臣の承認を得て以下の者に権限を与えることができる。

- (a) 法定法人の従業員または代理人
- (b) タウン・カウンシルの構成員
- (c) タウン・カウンシル委員会の委員
- (d) タウン・カウンシルの従業員または代理人

上記の者は本人の氏名あるいは事務所の名前によって、局長の指揮と監督のもとで、本法または規則に基づいて局長に課せられる、または与えられる職務、任務、権限のすべてあるいは一部を遂行、行使するための包括的、あるいは特別の権限を与えられる。

(2) 本法または規則に基づいて局長に課せられる、または与えられる職務、任務、権限のすべてあるいは一部を遂行、行使するための包括的、あるいは特別の権限を本条(1)項に基づいて与えられる者は、以下のようにみなされる。

- (a) 本法上の公務員
- (b) 刑法（第 224 章）で定義されている公僕

### 個人責任の回避

5.(1) 政府または権限を付与された職員は、あらゆる工事は本法または規則の条項に従って実施されること、あるいはあらゆる工事およびその計画は、局長または権限を付与された職員によって検査、承認、認証されることを理由にしたいかなる責任も問われない。

(2) 本法または規則は、局長または権限を付与された職員に対して、本法または規則の条項を遵守しているかどうか、あるいは局長または権限を付与された職員に提出された計画、証明書、報告書、通知、その他の文書が正確かどうかを確認するために、建物や工事、工事予定地を検査する義務を課していない。

(3) 局長または権限を付与された職員は、本法または規則の条項を遂行する目的で誠実に実施した事柄に対して、個人的に訴えられたり、責任を求められたり、請求、要求を受けることはない。

(4) 局長または権限を付与された職員が、電子的あるいはその他の手段によって、建物または工事に関する情報を人に提供する場合、政府、局長または権限を付与された職員は、通常任務を誠実に遂行中に生じたものであれば、いかなる性質の過誤または遺漏であるか、またどのような理由で生じた過誤または遺漏であるかを問わず、それによって人が被った損失または損害に対する責任を負わない。これにはその情報を提供するために使用された装置の欠陥、故障に対する責任も含まれる。

### 第3部 指定用地（施設）の使用

#### 指定用地（施設）の使用ライセンス

6.(1) 何人も、局長に供与されたライセンスなしに、第1付則に記載の指定用地（施設）を占有または使用することはできない。

- (2) 本条(1)項の規定に従わない者は、法律違反で有罪となる。
- (3) 本条に基づくライセンスの申請は局長へ行なう。申請には、以下の情報が必要である。
  - (a) 指定用地（施設）内、あるいは指定用地（施設）上で実施する予定の商業、産業、工程の詳細
  - (b) 指定用地（施設）からの大気汚染、水質汚染、騒音公害を防止するために申請者が採用する対策の詳細
  - (c) 有害物質を管理するため、および用地（施設）から生じる、あるいは用地（施設）内に保管される有毒物質を処理、処分するために申請者が採用する対策の詳細

#### ライセンスに条件を付加する局長権限

7. 局長は、本法第6条に基づいてライセンスを供与する際に、同第32条の一般性を損なうことなく、有害物質だけでなく環境汚染の適切な管理、防止が確実に実施される条件を付与することができる。この条件には、以下の内容を含むが、これらに限られることはない。

- (a) 所有者または占有者に対して、以下を命じる。
  - (i) 指定用地内または指定用地上に、産業設備、燃焼装置、（汚染）防止装置、処理設備を設置し、運転すること
  - (ii) 指定用地内または指定用地上に設置された、産業設備、燃焼装置、（汚染）防止装置、処理設備を修理、改造、更新すること
  - (iii) 指定用地（施設）からの大気汚染物質を排出できる煙突を建設、またはその高さや寸法を変更すること
  - (iv) 指定用地（施設）内または指定用地（施設）上において大気汚染、水質汚染、騒音公害や災害を防止あるいは軽減するために使用される運転方法やプロセスを変更すること
  - (v) 計器を設置し、動作させて、試験を行い、必要に応じてその試験の結果、および運転、管理の方法を記録すること
  - (vi) 大気汚染を防止あるいは軽減するために指定した燃料を使用すること
  - (vii) 本項に基づいて所有者または占有者に課せられた要求を、指定される期間内に実行すること
- (b) 局長の承認がある場合を除き、所有者または占有者が、指定用地（施設）内または指定用地（施設）上に設置された（汚染）防止装置または処理設備を変更または更新することを禁止する。
- (c) 局長に承認されている場合を除き、所有者または占有者が、ライセンスの交付後に設置または変更された燃焼装置または産業設備の運転を禁止する。

#### 指定用地（施設）における特定の工事の許可

- 8.(1) 指定用地（施設）の所有者または占有者は、局長の許可書なく以下を実施してはならない。
- (a) 指定用地（施設）内または指定用地（施設）上における、商業または産業プロセス、燃焼装置、（汚染）防止装置、処理設備、産業設備の運転方法を変更すること
  - (b) 指定用地（施設）内または指定用地（施設）上で、燃焼装置、（汚染）防止装置、処理設備、産業設備を設置、変更、更新すること
  - (c) 指定用地（施設）からの大気汚染物質を排出する煙突を建設すること、あるいはその高さまたは寸法を変更すること
  - (d) 局長の文書で指定された種類以外の燃料を使用すること

(2) 本条(1)項に基づく許可の申請には、計画中の設置、変更、更新、建設に関する詳細情報が含まれていなければならない。

#### 所有者または占有者の変更

9. 指定用地（施設）の所有または占有状態に変更があった場合、その用地（施設）の所有者または占有者になった者は、その用地（施設）の所有者または占有者となった日から14日以内に、局長に文書でその変更を通知しなければならない。

### 第4部 大気汚染防止

#### 占有者による大気汚染防止装置の保守および操作



10.(1) 産業または商業用地の占有者は、その用地に設置された燃焼装置および大気汚染防止装置が効率良く動作する状態を維持しなければならない。

(2) 産業または商業用地の占有者は、産業設備または燃焼装置の使用時には常に、その用地に設置された大気汚染防止装置が正常に効率良く動作していることを確認しなければならない。

(3) 本条(1)項または(2)項を遵守しない占有者は、法律違反で有罪となる。

#### 煙突からの黒煙排出の禁止

11.(1) 産業または商業用地の所有者または占有者は、その用地の煙突、あるいはその用地に接続して使用される煙突からの黒煙排出を引き起こす、許可するまたは認めた場合、法律違反で有罪となる。

(2) 本項は、規定される時間を越えない黒煙の排出、および規定制限に従った黒煙の排出には適用されない。

#### 大気汚染物質の管理

12.(1) 産業または商業用地の所有者または占有者は、用地内または用地上において、その産業、工程、燃焼装置、産業設備に対して規定された濃度基準を超えた大気汚染物質の排出を引き起こす、許可する、放置するような方法で商業または産業プロセスを実施、あるいは燃焼装置や産業設備を稼動した場合、その所有者または占有者は法律違反で有罪となる。

(2) 上記のような基準が定められていない場合、産業または商業用地の所有者または占有者は、その用地内または用地上で、大気汚染を防止あるいは最小にするために利用できる最良実行可能手段によって、商業または産業プロセスを実施、あるいは燃焼装置または産業設備を稼動させる義務がある。

(3) 本条(2)項の目的を達成するために利用できる最良実行可能手段に関して論争が生じた場合、局長がその手段を決定する。

(4) 局長は、産業または商業用地の所有者または占有者に対して、規定量を越える大気汚染物質を定められた期間内、確実に排出させないことを文書による通知によって求めることができる。

(5) 大臣は、規則により、その他のあらゆる排出源からの大気汚染物質の排出の防止または禁止を規定することができる。

#### 用地（施設）での作業を命じることのできる局長権限

13.(1) 大気汚染物質が産業または商業用地から排出されている、あるいは排出されようとしていると局長がみなした場合、局長はその用地の所有者または占有者に対して、文書による通知で以下を命じることができる。

- (a) その用地内または用地上に、産業設備、大気汚染防止装置、あるいは追加の大気汚染防止装置を設置、稼動させること
- (b) その用地内または用地上に設置されている産業設備、燃焼装置、大気汚染防止装置を修理、改造、更新すること
- (c) その用地からの大気汚染物質を排出する煙突を建設すること、あるいはその高さまたは寸法を変更すること
- (d) その用地内または用地上で大気汚染の防止または軽減のために使用されている運転方法またはプロセスを変更すること
- (e) 大気汚染の防止または軽減のために、指定された種類の燃料を使用すること
- (f) その用地内または用地上に設置されている産業設備、燃焼装置、大気汚染防止装置、煙突の取り外し、接続の切断を行なうこと
- (g) 計器を設置し、動作させて、試験を行い、それを記録すること

いずれも、通知で指定される期間内に、指定される方法で実施する。

(2) 本条に基づいて、文書による通知を受けた産業または商業用地の所有者または占有者は、通知に記載されているすべての要求事項を遵守しなければならない。

#### 指定地域における可燃材料、燃焼装置、産業設備の使用を禁止する権限

14.(1) 大臣は、官報による公示で、指定された地域、あるいは用地において、指定された期間に、以下を命じることができる。

- (a) 命令で指定されるあらゆる可燃材料、燃焼装置、産業設備の使用を禁止または制限すること
- (b) 命令で指定されるあらゆる材料の燃焼を禁止または制限すること

(2) 本条(1)項に基づく命令に従わない用地（施設）の所有者または占有者、あるいはその他の者は、法律違反で有罪となる。

(3) 本条(1)項に基づいて出された命令に対する違反または不服従に関する訴訟手続において、用地内または

用地上で可燃物質、燃焼装置、産業設備が発見されたこと、または何らかの物質の燃焼が行われことが明らかになった場合には、それを否定する事実が証明されない限り、以下のように推論される。

本法第 35 条が適用される主契約者以外のその用地（施設）の占有者によって

- (a) その可燃物質、燃焼装置、産業装置が使用された。
- (b) 何らかの物質の燃焼が行われた。

## 第 5 部 水質汚染防止

### 産業排水、油、化学薬品、汚水、その他汚染物質の排出ライセンス

15. (1) 局長に供与されるライセンスなしに、商業排水、油、化学薬品、汚水、その他の汚染物質を排水路または土地に排出したり、排出させたり、排出を許可した者は、法律違反で有罪となる。

(2) 商業排水、油、化学薬品、汚水、その他の汚染物質が、用地（施設）から排水路または土地に排出された場合、それを否定する事実が証明されない限り、本法第 35 条が適用される主契約者以外のその用地（施設）の占有者が、商業排水、油、化学薬品、汚水、その他の汚染物質を、本条(1)項に違反して排出したり、排出させたり、排出を許可したものと推論される。

(3) 本条(4)項を前提として、局長から供与されたライセンスなしに、商業排水、油、化学薬品、汚水、その他の汚染物質を排水路または土地に流した者は（意図的か偶然かに関わらず）、局長にその出来事をすぐに知らせなければならない。

(4) 局長が商業排水、油、化学薬品、汚水、その他の汚染物質が深刻な量ではないとみなした場合、局長は本条(3)項の要求事項の適用を免除することができる。

(5) 本条(3)項を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、有罪判決に対して 5,000 ドル以下の罰金を支払う義務を負う。

(6) 本条は、本法第 17 条が適用される有毒物質または有害物質の排出には適用されない。

### 産業排水処理設備

16. (1) 用地（施設）の占有者は、本法第 15 条に基づいて供与されたライセンスに従って、その用地（施設）から排出される商業排水が排水路または土地に排出される前に、規定される方法でその商業排水を処理しなければならない。

(2) 商業排水を処理するための設備を使用、稼働、運転する者は、局長が求める方法でその設備を使用、稼働、運転し、保守しなければならない。

(3) 本条(1)項または(2)項を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、以下の責任を負う。

- (a) 1 回目の有罪判決に対しては、20,000 ドル以下の罰金あるいは 3 ヶ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して 1 日当たり 1,000 ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。
- (b) 2 回目以降の有罪判決に対しては、50,000 ドル以下の罰金あるいは 3 ヶ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して 1 日当たり 2,000 ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。

### 内陸水への有毒物質排出に対する罰則

17. (1) 有毒物質または有害物質を内陸水に排出したり、排出させたり、あるいは排出を許可するなど、環境汚染の原因となりそうな行為を行なった者は、法律違反で有罪となり、以下の刑罰に処せられる。

- (a) 1 回目の有罪判決に対しては、50,000 ドル以下の罰金あるいは 12 ヶ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。
- (b) 2 回目以降の有罪判決に対しては、1 ヶ月以上 12 ヶ月以下の禁固および 100,000 ドル以下の罰金の両方に処せられる。

(2) 商業または商取引を行なっている者が、その商業または商取引に関連するプロセスまたは作業によって生じた有毒物質、有害物質を排出したり、排出させたり、排出を許可したために、本条(1)項(b)に基づいて、2 回目またはそれに続く違反を犯して有罪になった場合、大臣は当該者に対して文書による命令で、そのプロセスまたは作業を即時停止させることができる。その停止期間は、無期限または命令で指定する期間とする。

(3) 本条(2)項に基づく命令を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、100,000 ドル以下の罰金あるいは 3 ヶ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して 1 日当たり 2,000 ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。

(4) 局長は、本条(2)項に基づく命令を遵守しない者に対して、命令を遵守させるために必要な措置または手段をとることができる。その措置または手段を実施する上で局長が被った妥当な範囲の費用および経費は、政府に対する債務として当該者から回収される。

(5) 本条においては

- (a) 有毒物質または有害物質が内陸水に落下あるいは降下、洗い流される、浸透する、吹き流される場所に、有毒物質または有害物質を置く、あるいは置かせた者は、その有毒物質または有害物質を内陸水に排出したものとみなされる。
- (b) 有毒物質または有害物質が、死、けが、健康被害をもたらすような重大な危険に人または動物をさらす、あるいは（地表または地下にかかわらず）内陸水を汚染する恐れのある方法または量（その物質自体によるか、その他の物質によるかにかかわらず）で排出された場合、その有毒物質または有害物質の排出は環境を汚染させるものとみなされる。
- (c) 有毒物質または有害物質が容器に入れられているという事実自体は、その物質が容器に入れられていなかった場合に生じると予想される環境汚染を防ぐために行われるとはみなされない。
- (d) 有毒物質または有害物質が用地（施設）から内陸水に排出された場合、それを否定する事実が証明されない限り、本法第35条が適用される主契約者以外のその用地（施設）の占有者が、本条(1)項に違反して有毒物質または有害物質を排出したり、排出させたり、排出を許可したものと推論される。

(6) 検察官の文書による同意なしに、本項に基づく訴追が実施されることはない。

#### **有毒物質または産業排水、油、化学薬品、汚水、有害物質、その他汚染物質の除去および清掃を命じる局長権限**

18.(1) 局長は、有毒物質、商業排水、油、化学薬品、汚水、有害物質、その他の汚染物質を土地、排水路、海に排出したり、排出させたり、排出を許可した者に対して、局長が適切とみなす指定期間内に、有毒物質、商業排水、油、化学薬品、汚水、有害物質、その他の汚染物質を除去または清掃することを、文書による通知によって命じることができる。

(2) 本条(1)項に基づいて出された通知を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、50,000ドル以下の罰金に処せられる。

#### **有毒物質やその他汚染物質の貯蔵または運搬による水質汚染防止対策を命じる局長権限**

19.(1) 局長は、文書による通知により、有毒物質やその他の汚染物質の貯蔵、運搬に関連する活動を行なわせたり、許可したり、実行した者に対して、以下を命じることができる。

- (a) 水質汚染を防止する貯蔵方法、運転方法、プロセスを使用すること
- (b) 流出防止施設を建設または設置すること
- (c) 認定された素材を用いて規格を満たす、容器、タンク、タンク・コンテナ、ロードタンカーを使用すること
- (d) 容器、タンク、タンク・コンテナ、ロードタンカーからの漏れ、排出を防止するための装置を設置し、稼働させること
- (e) 漏れ、排出を防止し、検知するための汚染監視装置を設置し、稼働させること
- (f) 装置、タンク、その他の関連装備に関して指定された試験を実行し、その試験結果を提出すること
- (g) 油、化学薬品、商業排水、その他の汚染物質が誤って排出、流出した場合に備えた緊急事態対応計画を作成し、提出すること
- (h) 局長に指定された、水質汚染を防止するために必要な工事を実行すること

(2) 本条(1)項の要求事項に従わない者は、法律違反で有罪となり、20,000ドル以下の罰金に処せられる。

### 第6部 土壌汚染防止

#### **土壌汚染**

20. 大臣は、土地あるいはその土地の農産物が有害、有毒になる、あるいはなりそうな状態にまで変化した場合、その汚染を管理する規則を制定することができる。

### 第7部 有害物質管理

#### **有害物質に対する本部の適用**

21. 本部は、第2付則第1部の第1列に記載された有害物質に適用される。ただし、以下の場合を除く。

- (a) その有害物質が、それに対応する第2付則第1部の第2列の除外品に含まれる場合
- (b) その有害物質が、第2付則第2部に記載された物質、製剤、製品に含まれる場合

### 有害物質の輸入および販売の一般的な禁止

22.(1) 局長に供与された該当ライセンスを持つ場合を除いて、何人も、有害物質の輸入、販売のための保持、販売、販売のための提供を行なってはならない。

(2) 本条に基づいて供与されたライセンスを他人に譲渡することはできない。ライセンスに氏名が書かれている者以外の者が有害物質の輸入、販売のための保管、販売、販売のための提供を行なうことを認めない。

(3) 本条(1)項または(2)項を遵守しない者は、法律違反で有罪となる。

### 有害物質の販売に関する禁止事項および規定

23.(1) 以下の場合を除いて、何人も、有害物質の輸入、販売のための保管、販売、販売のための提供を行なってはならない。

- (a) 輸入、販売のための保持、販売、販売のための提供が、ライセンスの規定に従った結果であり、かつ、ライセンスに記載された条件に従ったものである場合
- (b) 販売が、ライセンスに氏名が書かれている当該人の直接の指揮、監督のもとで行われる場合
- (c) 局長に要請される適切な販売記録が保管されている場合

(2) 大臣が規則で定める形式のラベルが有害物質の容器に貼られていない場合、何人も、有害物質の販売のための保管、販売、販売のための提供を行なってはならない。

(3) 本条(1)項または(2)項を遵守しない者は、法律違反で有罪となる。

### 有害物質の貯蔵、使用、取り扱い

24.(1) 有害物質の貯蔵、使用、取り扱いを行なっている者、およびその代理人、使用人、雇用者は、人の健康または安全を脅かす、あるいは環境汚染を引き起こす方法でこれらの行為を行なってはならない。

(2) 本条に基づく訴訟手続において、有害物質をそれまで保管または所持、管理していた者は、それを否定する事実が証明されない限り、故意に当該行為を実施したものと推論される。

(3) 本条(1)項に従わない者は、法律違反の罪に問われる。

### 用地（施設）から有害物質の除去を命じる局長権限

25.(1) 用地（施設）に貯蔵または保管された有害物質が、人の健康または安全を脅かす、あるいは環境汚染を引き起こす恐れがあると局長がみなした場合、局長は、その用地（施設）の所有者または占有者に対して、文書による通知を行い、その有害物質を処理施設に移動することを命じることができる。

(2) 局長は、本条(1)項に基づく通知を受け取った所有者または占有者に対して、その用地（施設）に貯蔵または保管された有害物質が、その通知に従って処理施設で処理された証拠を提出することを、文書による通知により命じることができる。

(3) 本条(1)項または(2)項に基づく通知を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、50,000 ドル以下の罰金に処せられる。

### 有害物質利用設備の所有者または占有者に影響分析調査の実施を命じる局長権限

26.(1) 局長は、固定か移動可能かにかかわらず、有害物質の貯蔵、使用、取り扱いを含む活動に使用される、あるいは使用されようとしている設備の所有者または占有者に対して、文書による通知によって、以下を実行するように命じることができる。

- (a) 人の健康または安全を脅かす、あるいは環境汚染を引き起こす可能性がある、すべての潜在的な危険の確認
- (b) 本項(a)で確認された潜在的な危険が発生する頻度、または確率の推定
- (c) 本項(a)で確認された潜在的な危険の結果と危険度の定量化
- (d) 有毒物質または有毒可燃製品が排出される可能性、汚染された防火用水が環境に排出される可能性を含む、潜在的な火災、あるいはその他の災害のもたらす結果の評価
- (e) 本項(a)で確認された危険を回避し、防止するために必要なすべての防止手段の確認、およびその手段の実行計画の策定

(2) 局長は、所有者または占有者に対して、文書による通知を行い、以下を命じることができる。

- (a) 人の健康を危険にさらす、あるいは環境汚染を引き起こす可能性がある潜在的な危険を防止、軽減、管理するための既存手段の見直しと評価を行い、その手段が十分なものであるか、または効果的であるかの確認を行なうこと
- (b) 局長が指定した期間内に、人の健康を危険にさらす、あるいは環境汚染を引き起こす可能性がある潜在的な危険を防止、軽減、管理するための新しい手段、または補完的手段を実行する提案を提出して、局長の承認を得ること

- (c) 局長が承認または規定する内容に従って、人の健康を危険にさらす、あるいは環境汚染を引き起こす可能性がある潜在的な危険を防止、軽減、管理するための新しい手段、または補完的手段を実行すること

(3) 本条(2)項(a)で述べられている見直しと評価は、局長が文書による通知で要求する方法に従って行われる。局長は、そのための指針を示すことができる。

(4) 局長は、必要であるとみなした場合、文書による通知によって、以下を命じることができる。

- (a) 所有者または占有者が本条(2)項(b)に基づいて提案した手段に対して、修正または追加を要求すること  
(b) 所有者または占有者に、さらなる見直しと評価を要求すること

(5) 本条(1)項、(2)項、または(4)項に基づく通知を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、20,000 ドル以下の罰金に処せられる。

#### 有害物質に関連した違反に対する罰則

27. 本条に基づいて法律違反で有罪となった者は、いかなる罰則も科せられていない場合、50,000 ドル以下の罰金あるいは2年以下の禁固、またはその両方に処せられる。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して1日当たり2,000ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。

### 第8部 騒音防止

#### 建物の建設およびその他の工事によって生じる騒音の防止

28. (1) 以下に記述する工事、すなわち

- (a) 建物、構造物、道路の組み立て、建設、改造、修理、保守  
(b) 建設、検査、保守、移設工事に関連した、道路または隣接する土地を掘り起こすこと、穴を開けること、ボーリング  
(c) 杭打ち、解体、浚渫工事  
(d) 土木工事に関連するその他の作業

が用地上で実行されている、あるいは実行されようとしていると局長がみなした場合、局長は、工事を実行している、あるいは実行しようとしているとみなした者に対して、またはその工事の実行に責任がある者、あるいはその工事の実行を管理している者に対して、文書による通知を行い、工事の実行方法に関する要件を課すことができる。

(2) その通知では、特に以下を規定することができる。

- (a) 使用しなければならない、または使用してはならない設備または機械  
(b) 工事を行なうことができる時間帯  
(c) 本条(1)項で述べられている用地から、またはその用地の特定部分から発する可能性がある騒音または振動のレベル、または規定された時間帯に発する可能性がある騒音または振動のレベル

(3) 本条(1)項に基づく通知を受け取った者が、

- (a) その通知に含まれる要求に従わない場合、  
(b) 本条(1)項で述べられている用地から発する騒音に関する規定に従わない場合、

局長は、当該者に対して、文書による通知を行い、その通知が無効になるまで、または局長により課せられた要件が実行されるまで、本条(1)項で述べられている用地内で行われる工事を停止させることができる。

(4) 本条(3)項に基づく通知を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、通知が遵守されなかった期間に対して1日当たり10,000ドル以下の罰金、あるいは3ヵ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。

#### 作業場で生じる騒音の防止

29. (1) 局長は、作業場の所有者または占有者に対して、文書による通知を行い、その所有者または占有者が以下を実行させること、許可すること、認めることを禁止できる。

(その用地の内部か外部にかかわらず)ある特定の地点で、その用地から発する騒音を測定した値が、規定レベルを超えるような方法で、

- (a) その用地内または用地上で、特定の活動を行なうこと  
(b) その用地内または用地上で、特定の設備を使用または運転すること

(2) 局長が、作業場から騒音が発せられている、または発せられようとしていると確信した場合、局長は、その所有者または占有者に対して、文書による騒音防止通知を行い、以下を命じることができる。

通知に記載された期間内に、通知に記載された方法で、

- (a) その用地内または用地上で、通知に記載された騒音防止装置の設置、改造、保守、運転を行なうこと  
(b) その用地内または用地上で、騒音防止装置の修理、改造、更新を行なうこと

- (c) その用地内または用地上に、遮音壁を建てること
- (d) 特定の設備を使用することによって、その用地から発する騒音が防止または軽減されると局長が認めた場合、その設備を設置すること
- (e) 特定の設備、装置、機器、器具、機械、機構を修理または調整することによって、その用地から発する騒音が防止または軽減されると局長が認めた場合、その修理または調整を行なうこと

(3) 局長は、作業場の所有者または占有者に対して、文書による通知を行い、その通知に記載された指示に従って、その用地内または用地上における騒音防止装置の運転を命じることができる。

(4) 本条(1)項、(2)項、または(3)項に基づく通知を受けた者が、

(a) 通知に記載された要求に従わない場合、

(b) 作業場から発する騒音に関する規則を遵守しなかった場合、

局長は、当該人に対して、文書による通知を行い、その通知が無効になるまで、または局長により課せられた要件が実行されるまで、その作業場で行われる作業または活動を停止させることができる。

(5) 本条(4)項に基づく通知を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、通知が遵守されなかった期間に対して1日当たり10,000ドル以下の罰金、あるいは3ヵ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。

(6) 本条における「設備」とは、設備、装置、機器、器具、機械、機構を意味する。

### 局長が考慮すべき特定の条項

30. (1) 局長は、本法第28条または第29条に基づいて職務を行なう時、以下を考慮しなければならない。

(a) 規則で公示された、または規則で述べられている実施規約の関連条項

(b) 騒音を最小にするために十分効果的な、またはその通知を受けた者が受け入れやすい方法、設備、機械を指定することが、その者にとって望ましいかどうかに関して、特定の方法、設備、機械を指定する前に検討すること

(c) その用地または建設作業の現場にいる人を、騒音の影響から保護する必要性

## 第9部

### ライセンスと産業設備工事

#### 単一ライセンス

31. (1) 本法または規則の条項に基づき、2つ以上のライセンスの取得が必要な者は、申請書に記載された活動を行なうための単一ライセンスを局長に申請することができる。局長が適切だと判断した場合、その単一ライセンスを供与、あるいは供与を拒否することができる。

(2) ライセンスの保有者が、そのライセンスが供与されるための制限規定または条件に違反した場合、または本法または規則に含まれる、そのライセンスに影響を及ぼす条項に違反した場合、局長は、本法第32条(1A)項に基づいてその単一ライセンスの一時停止、取り消し、あるいは無効にする代わりに、以下を実施することができる。

(a) ライセンスを取得した者に対して、その単一ライセンスに記載された1つあるいは複数の活動の実施を禁止すること

(b) そのライセンスが供与されるための条件を修正すること

#### ライセンスに関する一般条項

32. (1) ライセンスの供与、更新は、局長の判断で行われる。

(1A) ライセンスは、

(a) 理由を示すことなく、供与、更新、供与を拒否ができる。

(b) 局長が適切とみなす制限規定と条件を付与して、供与、更新できる。

(c) そのライセンスの制限規定または条件に対する違反が生じた場合、または本法または規則に記載されている、そのライセンスに影響を及ぼす条項に対する違反が生じた場合、補償および通知なしにライセンスの一時停止、取り消し、あるいは無効にすることができる。

(2) 局長は、理由を示すことなく、ライセンスの有効期間内の任意の時点で、そのライセンスに付与された条件を修正または削除、あるいは追加条件を付与することができる。

(3) ライセンスの申請は、局長が定める形式で行い、申請書には、局長が定める詳細事項および情報が含まれる。

(4) 局長は、ライセンスの申請者に対して、その申請を十分かつ適切に検討するために局長が必要とする情報と証拠の提供を求めることができ、その情報の提供が拒否された場合、そのライセンスの供与、あるいは更新を拒否することができる。

(5) ライセンスの申請において、虚偽の情報を故意に提供した者は、法律違反で有罪となり、5,000 ドル以下の罰金に処せられ、供与されたライセンスは無効となり、効力を失う。

(6) 局長は、本法の条項に基づいて、局長が適切とみなす期間だけライセンスを有効とすることができる。

(7) ライセンスの供与、修正、更新の申請に対して、必要に応じて大臣が定める料金が課せられる。

(8) 12 ヶ月よりも短い期間のライセンスが供与または更新された場合、局長は、その期間に比例した料金を課することができる。その料金を課する場合、1 ヶ月よりも短い部分は1 ヶ月とみなされる。

(9) ライセンスに関して支払われた料金は、返済されない。

(10) 局長の文書による承認なしに、ライセンスを他人に譲渡すること、あるいは他人が使用することを許可することはできない。

(11) 局長がライセンスの供与、修正、更新を拒否したため、または局長がライセンスの一時停止または取り消しを行なったために被害を被った者は、本法の条項に基づいて、その拒否、一時停止、取り消しが行われた日から14日以内に、最終決定者である大臣に訴えることができる。

(12) 本条の目的上、「ライセンス」は、局長が本法または規則に従って供与する、あるいは更新することができる、承認、許可、認可、権限、委任などの意味を持つ。

### 産業設備工事に必要な証明書

33.(1) 何人も、産業設備工事の計画が、本法の目的を達するために局長が定める要求事項を遵守しているという証明（本条ではライセンス証明書とする）を局長から受けることなく、その設備工事を開始、実行したり、実行させたり、実行を許可することはできない。

(2) 本条に基づく申請は、有資格者または承認を受けた者によって、局長が指定した様式でなされなければならない。

(3) 本条に基づく申請を処理するため、大臣が定める料金が課せられる。

(4) 本条に基づく申請者は、申請を行なう産業設備工事に、局長が指定する提出機関に、局長が定める様式で、局長が要求する詳細および仕様が書かれた計画を提出しなければならない。

(5) 局長は、本条(1)項に基づくライセンス証明書を発行する前に、申請者に対して、局長がその指示で指定した期間内に、本法の目的を達するために局長が定める要件に従うように、文書によって指示することができる。

(6) 局長は、本条(1)項に基づくライセンス証明書を発行する際に、局長が適切とみなす条件を付与することができる。

(7) 本条(1)項に基づくライセンス証明書が発行された産業設備工事を、完了させた者は、その産業設備工事が、同(4)項に基づいて提出された計画、および同(6)項に基づいて局長が付与した条件に従って完了されたことを示す証明書（本条では、法遵守証明書とする）の発行を申請することができる。

(8) 局長は、本条(7)項に基づく申請に関して、任命した有資格者、またはその有資格者によって任命された登録検査官に対して、完了した産業設備工事を検査し、その産業設備工事が計画および局長が付けた条件に従って完了したか否かを述べた報告書の提出を命じることができる。

(9) 局長は、本条(8)項に基づいて提出された報告書を検討した後に、以下を実施することができる。

(a) その産業設備工事が、本条(4)項に基づく計画、および同(6)項に基づいて局長が付与した条件に従って完了したことを示す法遵守証明書を、局長が適切とみなす条件に基づいて発行すること

(b) 申請者に対して、その指示で指定された期間内に、本法の目的を達するために局長が定めた要件に従うように、文書によって指示すること

(10) 本条(9)項(b)に基づいて行われた文書による指示を受けた者が、その指示で定められた要件に、その文書で指定された期間内に従わない場合、その者が同(7)項に基づいて行なった申請は撤回されたとみなされる。

### 登録検査官の登録、任命、職務

34.(1) 局長は、本条に基づいて登録検査官として登録されたすべての者に関する氏名および規定された事項を登録簿に記載し、その管理を行なわなければならない。

(2) 大臣は、以下の規則を実施することができる。

(a) 登録簿の管理および閲覧のための方式

(b) 登録検査官になるための申請方法

(c) 登録検査官の資格認定およびその任命

(d) 登録検査官の任務および責任

- (e) 登録が取り消される状況

## 第 10 部 環境汚染防止対策

### 主契約者による建設現場の汚染防止

35.(1) 建設現場を管理する主契約者は、本法第 14 条、第 15 条、または第 17 条に定められた法律違反を犯すこと（本条では、法律違反とする）を何人にも許してはならない。

(2) 建設現場が本法第 14 条、第 15 条、または第 17 条に違反した場合、それを否定できる事実が証明されない限り、その建設現場の主契約者は、以下のように推論される。

- (a) その建設現場を管理していた。
- (b) その建設現場で法律違反が行われていることを知っていた。
- (c) その建設現場で法律違反が行われることを許可した。

(3) 本条(2)項(b)または(c)でなされる推論に関しては、その建設現場で法律違反が行われることを防止するために、被告が十分に努力したことを被告が証明しない限り、反論は成立しない。

(4) 本条(3)項に関して、その建設現場で法律違反が行われることを防止するために、被告が妥当な手段をすべて実行していない限り、被告は十分に努力したと理解されない。その手段には、その建設現場に関して同(5)項で定める手段が含まれる。

(5) 大臣は、本条(4)項に関して、官報による公示を行い、その建設現場の主契約者が行なう必要がある手段を定めることができる。

(6) 本条(1)項を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、違反状況に応じて、本法第 14 条、第 15 条、または第 17 条に基づく法律違反に対する罰と同じ罰を受ける。

(7) 本条における「主契約者」は、その用地上で建設工事を行なうことを目的として、用地の所有者、開発業者、賃借人、代理人と契約を結んだ者を意味する。

### 汚染防止に関する調査

36.(1) 局長は、重大な環境汚染を生じる可能性がある、または環境汚染レベルを増加させる可能性があるとして局長がみなした活動を実行しようとしている者に対して、文書による通知によって、以下を命じることができる。

- (a) 環境汚染管理および関連事項に関する調査を行なうこと
- (b) 局長が指定する期間内に、環境汚染を防止、軽減、管理するための手段を実行する提案を提出して、局長の承認を得ること
- (c) 局長が承認または規定する内容に従って、環境汚染を防止、軽減、管理するための手段を実行すること

(2) 本条(1)項で述べられている調査は、局長が文書による通知を行なって求める方法によって実行されなければならない。局長は、その調査を実行するための指針を出すことができる。

(3) 局長は、局長が必要とみなせば、文書による通知によって以下を命じることができる。

- (a) 本条(1)項(b)に基づき当該者が提案した手段に対して、修正または追加を要求すること
- (b) 当該者に対して、さらなる調査の実行を要求すること

(4) 本条(1)項または(3)項に基づく通知を遵守しない者は、法律違反で有罪となる。

### 自主監視および結果の提出

37.(1) 局長は、大気汚染物質、商業排水、有害物質が生成され、大気に排出され、公共下水システム、土地、排水路、内陸水に排出される用地（施設）の所有者または占有者に対して、排出される流れに沿った場所に適切な監視装置またはシステムを設置して、このような排出に関する特性またはその量を監視することを、文書による通知によって命じることができる。

(2) 監視装置またはシステムが設置されている用地（施設）の所有者または占有者は、以下を実施しなければならない。

- (a) その監視装置またはシステムが、適切に効率よく動作していることを確認すること
- (b) 全ての監視結果を適切に記録すること
- (c) 局長の要請に応じて、その記録を局長に提出すること

(3) 規則で定められた基準に遵守していないことを示す監視結果は、それを否定する事実が証明されない限り、その用地（施設）の所有者または占有者が本法または規則の条項に違反したことに対する訴訟の証拠として認められる。



(4) 排出レベルが定められた基準または要件に違反している場合、局長は、本条(3)項の一般性を損なうことなく、その用地(施設)の所有者または占有者に対して、文書による通知を行い、大気汚染物質の排出、商業排水の排出、有害物質の排出を防止するために、適切な装置、またはシステムを追加で設置することを命じることができる。

(5) 局長の文書による同意なしに、本条(1)項で述べられている監視装置またはシステムを改造する、あるいは改造させた者は、法律違反で有罪となる。

#### 必須保険に関する規定

38.(1) 局長は、産業または商業用地の所有者または占有者、有害物質の取り扱い、貯蔵、運搬、使用を行なう者に対して、その規則で定められた状況における保険、および危険、費用、損害に対する責任を賠償する保険に加入、継続することを命じる規則を作成することができる。

(2) その規則には、本条(1)項の一般性を損なうことなく、以下の内容を含めることができる。

- (a) 本条(1)項に基づいて加入、継続しなければならない保険の最小賠償額を含む条件
- (b) 保険証明書の形式
- (c) 異なる状況における異なる条件

#### 特定状況における作業および処理を禁止する権限

39.(1) 用地(施設)から大気汚染物質の排出、排水の排出、有害物質または有毒物質の排出が行われ、環境汚染の原因となる可能性、あるいは人の健康または安全に害をおよぼす可能性があると感じる理由がある場合、大臣は、用地(施設)の所有者または占有者に命令を出し、以下を指示できる。

- (a) 大気汚染物質、商業排水、有害物質、有毒物質を発生する用地(施設)内または用地(施設)上における、商業または産業プロセスの実行、燃焼装置または産業設備の運転を直ちに停止し、その命令で定められた期間、停止を継続すること。
- (b) 大気、土地、排出路、内陸水への大気汚染物質の排出、商業排水の排出、有害物質または有毒物質の排出を直ちに停止すること。
- (c) 商業排水、有害物質、有毒物質を回収、貯蔵、処理を行なうために、その命令で定められた措置を取ること。期間は無期限、またはその命令で定められた、商業排水、有害物質、有毒物質が公共排水システム、排水路、内陸水に排出される前の処理を行なう措置が取られるまでの間である。

(2) 本条(1)項に基づく命令を遵守しない者は、法律違反で有罪となり、100,000 ドル以下の罰金あるいは3 ヶ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して1日当たり2,000 ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。

(3) 用地(施設)の所有者または占有者が本条(1)項に基づく命令を遵守しない場合、局長は、妥当と考えられる任意の時に、その用地(施設)に立ち入り、その命令に従わせるために必要な手段を取り、必要な作業を実行することができる。

(4) 本条(1)項に基づいて行われた命令によって被害を被った者は、命令を受けた日から30日以内に、高等裁判所に訴えることができる。高等裁判所は、その命令を無効にする、あるいは変更することができる。

(5) 本条(4)項に基づいて訴えが行われた場合でも、被害を受けた者は、その高等裁判所に訴えた結果が判明するまでの間その命令に従わなければならない。その間、局長は同(3)項に基づいて与えられた権限を行使することができる。

#### 諮問委員会および技術委員会

40.(1) 大臣は、しかるべき時に、本法または規則の目的を達するために必要と考えられる、諮問委員会または技術委員会を設立することができる。

(2) その委員会の構成、および委員の任期は、大臣によって定められる。

### 第 11 部 法の執行

#### 通知または命令に対する法遵守違反

41.(1) 本法または規則に基づく通知または命令を受けた者が、その命令で定められる期間内に、その通知または命令を遵守しない場合、

- (a) その不履行に対する罰則が定められていない場合、その者がその通知または命令に従うために十分に努力したことを、その者が裁判所に認めさせない限り、その者は、法律違反で有罪となり、20,000 ドル以下の罰金に処せられる。
- (b) 局長または権限を付与された職員は、本法第 47 条に基づいて、その用地(施設)に立ち入り、その通

知または命令で定められた作業を実行することができる。

(2) 局長は、本条(1)項(b)に基づいて局長が負担した妥当な範囲の費用を、その不履行を行なった者から回収することができる。その費用に関しては、本法第 51 条が適用される。その者がその用地（施設）の所有者である場合には、さらに同第 53 条が適用される。

(3) 本条は、通知または命令で定められた作業を実行するための費用および経費を支払うという約束に基づいて通知または命令を受けた者の要請によって、その通知または命令で定められた作業を局長が実行することを禁止しているものではない。

#### 通知または命令に対する不服申し立て

42. (1) 本法第 41 条(1)項で述べられている通知または命令を受けた者が、その通知または命令によって被害を受けた場合、以下の規定が適用される。

(a) 当該者は、その通知または命令を受けた日から 14 日以内に、定められた様式で大臣に訴えることができる。

(b) 第 41 条(1)項(a)に基づく罰金を支払う責任は生じない。また、本条で定められた場合を除いて、その訴えに対する判断が出されるまで、またはその訴えが取り下げられるまで、その通知または命令に基づいて訴訟手続が取られる、あるいは作業が行われることはない。

(2) 本条に基づいて訴えが行われた場合、大臣は、無条件にまたは大臣が適切だとみなす条件に基づいて、その訴えを却下すること、あるいは認めることができる。大臣が訴えに関して行なう決定は、最終的なものである。

(3) 本条に基づいて訴えが行われ、大臣が以下のようにみなした場合、大臣は、局長が直ちに作業を実行することを認めることができる。

(a) その通知または命令を実行しない場合に、人の健康に対して有害または危険となると予想される場合

(b) その通知または命令を直ちに実行しても、その通知または命令を受けた者に対して、損害賠償で補償することが不可能な損害を与えることにはならない場合

(4) 局長が作業を実行し、それに関する訴えが認められた場合、局長は、その作業の費用および経費を支払い、当該者がその作業のために被った損害を賠償しなければならない。

(5) 局長が作業を実行し、それに関する訴えが却下または取り下げられた場合、局長は、その作業の費用および経費を当該者から回収することができる。当該者から回収される金額に関しては、本法第 51 条が適用される。それに関する通知または命令が行われた用地（施設）の所有者が当該者である場合には、さらに同第 53 項が適用される。

#### 氏名および住所を要求する権限

43. (1) 局長または権限を付与された職員は、用地（施設）の所有者または占有者、または本法第 35 条で述べられている主契約者に対して、その者の氏名、住所、その他本人であることの証拠の提示、および、局長または権限を付与された職員が本法の目的を達するために必要とみなすその他の詳細情報の提出を要求することができる。

(2) 本条(1)項に基づいて、局長または権限を付与された職員から、氏名、住所、その他本人であることの証拠の提示、または、局長または権限を付与された職員が本法の目的を達するために必要とみなすその他の詳細情報の提出を求められた場合、それを拒否したり、氏名、住所、その他本人であることの証拠を故意に誤って述べたり、虚偽の詳細情報を提出した者は、法律違反で有罪となり、5,000 ドル以下の罰金に処せられる。

(3) 局長は、何人に対しても、本法または規則の目的を達するために必要な、その他の情報の提出を、文書による通知によって、要求することができる。

(4) 合理的な理由なしに本条(3)項の要求に従わない者は、法律違反で有罪となり、5,000 ドル以下の罰金に処せられる。

#### 尋問および出頭を要求する局長権限

44. (1) 局長または権限を付与された職員は、以下を実施できる。

(a) 本法または規則に基づく事項に関する事実および状況を知っているとみなされる者に対して、口頭で尋問し、その尋問を受けた者が行なった陳述を文書にまとめること。

(b) シンガポールの境界内に住み、与えられた情報あるいはその他から、本法または規則に基づく事項に関する事実および状況を知っているとみられる者に対して、文書による命令を行い、出頭を要求すること。出頭を求められた者は、要求に基づき出頭しなければならない。

(2) 本条(1)項(a)で述べられている者は、本法または規則に基づいて、知っている事実と状況を正直に述べる義務がある。ただし、事実または状況に関する陳述によって、その者が刑事告発、刑罰、財産没収・権利剥奪を

受ける可能性がある場合に限り、その者は陳述を断ることができる。

(3) 本条に基づいて行われた陳述は、その陳述を行なった本人に対して読み上げられ、必要に応じた訂正が行われた後で、その本人によって署名されなければならない。

(4) 本条(1)項(b)に基づく命令の求める通りに出頭しない者が出た場合、局長は、その不履行を治安判事に報告することができる。治安判事は、その報告に基づいて、その者がその命令に従って確実に出頭するように、召喚状を発行することができる。

#### 逮捕権限

45.(1) 局長、権限を付与された職員、警察官は、本法または規則に基づく法律違反を犯したと、局長、権限を付与された職員、警察官がみなす理由がある者の氏名と住所が不明で、以下に相当する場合、その者を逮捕することができる。

- (a) その者が、その者の氏名と住所を提示することを断った場合
- (b) その者の氏名と住所が提示された場合でも、その氏名と住所が正確であることを疑う理由がある場合

(2) 本項に基づいて逮捕された者は、その氏名と住所が正確に確認されるまで、拘留されることがある。

(3) このように逮捕された者は、裁判にかけるために必要な期間よりも長く拘留されることはない。

#### 緊急時の局長の対処

46. 緊急の場合、人の健康に害または危険がおよぶ、あるいは深刻な環境汚染が生じるのを防ぐために必要であると局長がみなせば、局長は、本法または規則に基づいて、認められた作業または行動を直ちに実行するように指示することができる。

#### 立ち入り権限

47.(1) 局長または権限を付与された職員は、本法または規則の目的を達するため、昼間の妥当な時間に、本法または規則によって認められた調査、検査、捜査を行い、作業を実行するために必要な補佐役および作業員と共に、用地（施設）に立ち入ることができる。

(2) その用地（施設）の占有者がすでに同意している場合を除き、何人も、その占有者に6時間前に通知することなしに、実際に居住が行われている住宅に本条に基づいて立ち入ってはならない。

(3) 本条の目的を達するため、大臣は、任意の用地（施設）に対して、夜間検査の義務があることを通告することができる。それに基づいて、局長または権限を付与された職員は、必要な補佐官および作業員と共に、昼間または夜間の任意の時間に、宣言で定められた用地（施設）に、必要な場合は補佐官および作業員の力を利用して、通知なしに立ち入り、捜査と検査を行なうことができる。

#### 作業場に隣接する土地に立ち入る権限

48.(1) 局長または権限を付与された職員は、必要な補佐官および作業員と共に、以下の目的のために、本法または規則によって実行が認められた作業場に隣接している土地、またはその作業場から100メートル以内にある土地に立ち入ることができる。その場合、事前の支払い、弁済金の提供、保証金の預託を行なう必要はない。また、本条に基づく権限を行使中に加える損害を最小にする必要はない。

- (a) その土地に、土、砂利、砂、石灰、れんが、石、その他の材料をおく目的
- (b) その作業を成立させることに関連したその他の目的

(2) 局長は、以下の補償を行なわなければならない。

- (a) このような土地の一時的な占有または一時的な損害に関して、一時的な占有が行われる頻度、または一時的な損害が加えられる頻度に応じて、しかるべき時に土地の所有者および占有者に対して補償を行なう。
- (b) 土地が永久的に損傷した場合、所有者に対して補償を行なう。

(3) 局長が本条(1)項に基づいて土地を使用する前に、局長は、その土地の所有者および占有者に対して、7日前にその意図があることを通知しなければならない。

#### 職務執行中の局長への妨害行為に対する罰則

49. どの時点においても、以下の行為を行なった者は、法律違反で有罪となり、20,000ドル以下の罰金あるいは3ヵ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。2回目以降の違反の場合、50,000ドル以下の罰金あるいは3ヵ月以下の禁固、またはその両方に処せられる。

- (a) 本法または規則に基づいて権限を与えられたり、実行することを求められている職務その他を遂行中または実行中の局長または権限を付与された職員を邪魔したり妨害する行為
- (b) 本法または規則に基づいて認められた作業を妨げる行為
- (c) 局長、権限を付与された職員による用地（施設）への立ち入りと検査、または、装置、産業設備、容

器の調査、または、本法または規則に基づいて局長または権限を付与された職員が行なう試験の実施が行われる際に、あらゆる妥当な手段により作業を容易にすることを怠ること

#### 搜索権限および押収権限

50. 局長の同意なしに、有害物質または有毒物質が保管、貯蔵、加工、処理、排出、堆積されていたり、大気汚染物質が排出されていたり、有害物質、有毒物質、商業排水が排出されていると局長がみなす理由がある場合、局長または権限を付与された職員は、以下を実施することができる。

- (a) その用地（施設）を搜索して、有害物質、または有害物質を含むのが妥当とみなせる物質を入手すること。
- (b) どこに保管されているか、誰が保管しているか、本法または規則その他の条項に基づいて保管されているかにかかわらず、有害物質または有毒物質の取り扱い、大気汚染物質の排出、商業排水または有毒物質の排出に関連しているとみなすのが妥当な、記録、証明書、通知、文書の提出を求めて、情報を引き出すこと。
- (c) 固体、液体、ガス状、蒸気のどれであろうと、その用地（施設）で発見された物質のサンプルを採取すること。
- (d) サンプルを封印し、その物質の所有者に対して、分析のため分析専門家にそのサンプルを送るよう要求し、それによって発生する費用および経費を負担するように求めること。
- (e) 所有者または分析専門家に、局長に分析結果を提出するように求めること。
- (f) 本法または規則の目的を達するために、局長または権限を付与された職員が必要とみなす写真を撮ること
- (g) その用地（施設）で見かけた者に対して、本法または規則に基づく取り調べまたは質問を行なう目的で、検査のために身分証明書その他の身分証明書類を提出することを要求すること。

### 第 12 部

#### 補償金、損害賠償金、報酬、費用、経費

#### 治安判事裁判所または地方裁判所による補償金、損害賠償金、報酬、費用、経費の決定

51. (1) 別の規定がある場合を除き、補償金、損害賠償金、報酬、費用、経費が支払われることが、本法または規則で定められているすべての場合において、金額、必要に応じた金額の分担、責任問題に関して紛争が生じる、あるいは支払いが行われない場合は、治安判事裁判所が略式の確認と決定を行なう。請求金額が治安判事裁判所の限度を超える場合は、地方裁判所が行なう。

- (2) 本条(1)項の訴訟手続において、治安判事裁判所または地方裁判所は、以下を実施することができる。
  - (a) 訴訟手続の被告以外の者が、その経費の全部または一部を負担すべきかどうかを調べること
  - (b) 裁判所が適切と判断した経費またはその分担額に関する命令を行なうこと
  - (c) その経費が、本法第 41 条(1)項(b)に基づいて、通知で定められた作業を実行中の局長が負担したものである場合、その通知で定められた要求が妥当だったかどうかを調べること

(3) 治安判事裁判所または地方裁判所は、その訴訟手続の被告以外の者に対して、その者がその訴訟手続のしかるべき通知を受け、その者の意見が聴取される機会があったことをその裁判所が認めない限り、その経費またはその一部を負担することを命じることはできない。

(4) 補償金、損害賠償金、報酬、費用、経費を支払う義務がある当事者が、要求後 7 日以内にそれを支払わない場合、その金額は治安判事裁判所または地方裁判所に報告され、治安判事裁判所または地方裁判所によって課せられる罰金と同じ方法による回収が可能となる。

(5) 本法または規則に基づいて治安判事裁判所または地方裁判所が行なった決定に関する上訴は、高等裁判所に対して行われる。その上訴に関しては、刑事訴訟法（第 68 章）の条項が適用される。

#### 所有者が作業の実施義務を怠っている場合、占有者が作業を実行できる

52. (1) 本法または規則によって、用地（施設）の所有者が実行しなければならないと定められている作業が履行されない場合、その用地（施設）の占有者は、局長の承認を受けてその作業を実行することができる。

(2) 本条(1)項に基づいて実行された作業の経費は、その用地（施設）の所有者がその占有者に支払わなければならない。または、その占有者がその所有者に支払うべき地代から、しかるべき時に、その金額を差し引くことができる。占有者は、それに反する特別の合意がない場合、その経費が占有者に完全に返済されるまで、占有を続けることができる。

#### 所有者が支払うべき費用と経費の回収

53. (1) 本法または規則に基づいて、その用地（施設）の所有者が支払う義務がある、またはその所有者から回収できると規定されている作業の実行に関連して政府が負担した費用と経費の全額は、政府のその他の権利を

前提として、かつ、それを損なうことなく、その費用と経費が発生した用地に関する最初の請求金として扱われなければならない。

(2) 本法で定められるその他の救済手段に加えて、規則で規定される方法によって、その金額を回収することができる。それを支払う義務がある者または複数の者は、その作業が完了した時点におけるその用地（施設）の所有者または複数の所有者である。

(3) 定められた期間が終了しても、その金額が支払われないままである場合、支払う義務がある者、または支払う義務がある複数者のうちひとりに対して通知が行われ、その通知を受けた日から 15 日以内に、その金額および定められた通知費用に相当する料金を支払うことが求められる。

(4) その金額を支払う義務がある者が発見できない場合、本法第 66 条を損なうことなく、その通知が局長の事務所から適切に郵送で送達され、かつ、その費用と経費が発生した用地の目に付きやすい場所にその通知の写しが掲示されることにより、その通知が行われたとみなされる。

(5) 局長によって認められた 15 日またはそれ以上の期間が終了した時点において、その金額またはその一部が支払期日を過ぎてても支払われていない場合、その金額またはその一部は遅払いとみなされ、本法第 55 条で定められている手続に従った回収が可能となる。

(6) その作業が完了した日から、本条(1)項で述べられている請求が可能となり、同(2)項から(5)項で定められた権限と救済手段が行使可能となる。

(7) その作業の完了後にその用地の所有または占有状態の変更が行われたか否かにかかわらず、その不動産または動産、またはその間にその上で発見された作物に対して、本条(6)項で述べられている請求、権限、救済手段を行使することができる。

(8) 局長によって、または局長の代理によって、その用地の所有者の氏名を述べることを要求された占有者が、その氏名を明らかにすることを拒否する、故意に忘れる、その氏名を故意に誤って述べる場合、そのような拒否または誤った陳述をすることに関して裁判所を納得させる理由をその占有者が示さない限り、その占有者は、法律違反で有罪となり、5,000 ドル以下の罰金に処せられる。

#### 分割払いによる費用および経費の回収

54. (1) 本法または規則に基づいて所有者が支払うべき、または所有者から回収すべき、作業の費用および経費またはその作業に関連する費用および経費を局長が負担した場合、局長は以下を実施することができる。

(a) 本法第 53 条に定められている方法で、その費用および経費を回収する。

(b) 局長が適切であるとみなせば、局長は、その所有者と協定を結び、その費用および経費の全額、および定められた利率による利子を支払うのに十分とみなされる分割払いによって支払いを受けることができる。分割払いの期間は 10 年以下とする。

(2) その協定による支払い日に、分割払い金または利子の支払いが行われない場合、その協定の締結日以後にその用地の所有または占有状態の変更が行われたか否かにかかわらず、残高の全額および未払い利子を直ちに支払わなければならない。その回収は、本法第 53 条に定められた方法で行なうことができる。

#### 未払金の回収手続

55. (1) 局長は、未払金を回収するため、本法で定められたその他の救済手段に加えて、以下の権限を連続して、または同時に行使することができる。

(a) 局長は、差し押え令状を発行し、それに基づいて、未払金を支払う義務がある者の動産および作物を差し押えること、および、それに関する未払金を支払うべき不動産上で発見された動産および作物を、その動産および作物が誰に所属するかにかかわらず、差し押えることができる。局長は、定められた通知を行なった後で、定められた方法による公開競売を行い、その動産および作物を売却することができる。

(b) 局長は、定められた方法で行われる、あるいは公示される売却通知により、未払金の支払い期日の来た不動産を、売却通知の日から 3 ヶ月経過した時点で、売却する意図を通告することができる。その期間が終了した時点で、その未払金が支払われない、あるいは返済されない場合、局長は、その不動産の全部、その一部、または未払金および費用を返済するための金額を得るのに十分であると局長がみなすその不動産の利権を、別々に分けるなどの方法で、公開競売により売却することができる。

(2) その不動産上にあり、その所有者に所属し、本条(1)項(a)に基づいて差し押えられ、売却されるべき動産または作物が、未払金および費用を返済するために必要な金額を得るのに十分な価値があると局長が評価した場合、局長は、同(1)項(b)に基づいて、未払金の期限が来た不動産、その一部、その利権の売却を進めてはならない。

(3) 借地人、転借人、占有者が、その者が所有する財産が差し押えられる、あるいは売却されることを避けるために、その不動産の所有者が支払うべき未払金および費用を支払った場合、賃借人、転借人、占有者は、以下

を実施することができる。すなわち、その借地人、転借人、占有者は、文書による反対がない場合、その者の直近の地主に支払うべき、または将来支払うべき地代から、その不動産、またはその者が管理または占有しているその不動産の一部のために、その者が支払った金額を差し引くことができる。さらに、その借地人、転借人、占有者は、地代からの控除、その他の方法によって、その金額がその者に完全に返済されるまで、保有を続けることができる。

(4) 借地人または転借人が、その者が受け取る地代からの控除、その他の方法によって、その者の下で保有または占有している転借人または占有者に、その転借人または占有者が支払った金額を返済した場合、その借地人または転借人は、その者の直近の地主に支払うべき地代、または将来支払うべき地代から、その金額を控除できるという権利を持ち、同様に返済されるまで保有を続けることができる。

(5) 局長から文書により代理人と認められた公務員が、借地人、転借人、または占有者から受け取った金額に対して発行した領収書は、その金額と同額の地代の領収書とみなされる。

(6) 未払金の支払期日が来た不動産、本条(1)項で述べられた動産または作物、またはその売却金が、すでに何らかの実行プロセスのもとで法の管理下にあり、同(1)項から(5)項で定められている救済手段を局長が実行できない場合、

- (a) 局長は、その未払金の金額に対応する裁判所の執行官または執行吏に通知することができる
- (b) 局長に対して、判決を得ることなしに、判決債務者、判決債権者、その他の政府以外の債権者よりも優先的に、その不動産または財産の売上金からその金額の支払いを受ける権利が与えられる。

(7) 局長から出される証明書は、判決債務者が異議を申し立てない限り、その未払金の金額を示す最終証拠となる。異議申し立てが行われた場合、治安判事裁判所がその金額を略式決定する。

(8) 登記された土地ではない不動産が本条(1)項(b)に基づいて売却される場合、局長は、その不動産の譲渡を行なう権限を持つ。その不動産の購入者は、その売却と譲渡に関連する本法の条項が守られたかどうか、その売却と譲渡の正当性および有効性などに関して、尋ねようとしてはならない。

(9) 登記された土地である不動産が本条(1)項(b)に基づいて売却される場合、必要な修正を加えて、土地所有権法（土地権原法）（第 157 章）の第 144 条が適用される。

### 差し押え

56.(1) 本法第 55 条(1)項(a)で述べられている差し押えは、その目的のために局長が任命した者によって行われる。その者は、定められた方法によって、差し押えの公開通知を行い、差し押えられる財産の目録を作成しなければならない。

- (2) 本条(1)項に基づいて任命される者は、刑法（第 224 章）で定義されている公務員でなければならない。
- (3) その者は、差し押えを行なうために、昼間に住宅または建物を壊して開くことができる。

### 売却金の適用

57.(1) 本法第 55 条(1)項および(2)項に基づく売却金は、未払金、それに課す一定利率による利子、および費用の返済のために、優先的に適用される。

- (2) 剰余金が残った場合、局長は、以下を実施することができる。
  - (a) その剰余金を要求する者の権利が確認された場合、その金額をその者に支払うこと
  - (b) その剰余金を要求する者の権利が確認されない場合、その者が法の手続を踏んで最終的に権利を証明できた場合に備えて、その金額を保管する。

(3) 売却日から 5 年以内に、その剰余金の権利が証明されない場合、その金額は「総合基金」に組み入れられる。

### 局長が実施する売却において購入者に与えられる法的権利

58.(1) 本法第 55 条(1)項(b)に基づいて行われた売却による購入者は、その不動産に設定された全ての担保権およびそれから派生する全ての付随利権に拘束されない、売却のために付与された権利を獲得したとみなされる。ただし、局長が売却時に明確に留保したものを除く。

(2) 局長は、官報に告示を掲載して、売却の結果、その財産の購入者への譲渡、売却のために付与された権利を公示する。

### 未払金回収手続の費用

59. 未払金回収手続のすべての費用は、未払金の一部を構成するとみなして回収することができる。

### 売却を停止する権限

60. 売却されるべき財産の利権を持つ者が、それが売却される前の任意の時点で、局長に対して利子および費用を含む未払金を支払った場合、局長は、その売却に関するすべての手続を直ちに中止しなければならない。

### 裁判所への申し立て

61. (1) 動産、作物、または土地が差し押えられた、あるいは売り出された者が、その差し押えまたは売却に対して異議がある場合、当該者は高等裁判所に対して、または未払金が地方裁判所の限度を超えない場合には地方裁判所に対して、その手続の停止命令を出すように申し出ることができる。

(2) 高等裁判所または地方裁判所は、局長から証言聴取を行い、必要に応じてさらなる調査を行なった後で、それが適正と判断すれば、停止命令を出さなければならない。

### 未払金支払いの保証

62. 高等裁判所または地方裁判所は、申立者が裁判所に対して、未払金および費用を預託すること、または、裁判所が認める未払金および費用の担保を差し出すことを完了しない限り、申し立てを受け入れない。

### 通知を受けていない譲渡人の責任

63. (1) 本法または規則に基づいてその財産の所有者または複数の所有者から回収されるべき財産で、それに関連した作業の実行費用および経費を政府が負担した財産を売却または譲渡する者は、以下の義務を引き継がなければならない。その義務とは、固定資産税法（第 254 項）第 19 条で定められている譲渡の通知が与えられる前の任意の時点で支払われるべき、または遂行されるべき義務である。すなわち、その財産に関連して支払うべき費用および経費を支払う義務、および本法または規則によってその財産の所有者に課せられたその他全ての責務を遂行する義務である。

(2) 本条(1)項で述べられていることは、その財産の購入者または譲受者がその財産に関連した費用および経費を支払うべき義務に影響を及ぼさない。また、同(1)項で述べられていることは、局長がその費用および経費を回収する権利、または、局長が本法または規定に基づいて責務を強制する権利に影響を及ぼさない。

### 占有者が作業実行を妨害する場合の手続

64. (1) 不動産の所有者が本法または規則の条項をその不動産に関連して実行することを、その所有者がその不動産の占有者に対して通知した後で、その占有者がその実行を妨害した場合、治安判事裁判所は、そのことに関する証拠、およびその所有者の申し立てに基づき、以下を実施することができる。

- (a) その占有者に対して、文書による命令を行い、本法または規則の条項を実行するために必要な、その土地に関連した作業をその所有者に実行させることを要求すること
- (b) 治安判事裁判所が適切とみなせば、占有者に対して、その申し立てまたは命令に関連した費用をその所有者に支払うことを命令すること

(2) その命令が行われた日から 8 日が経過しても、その占有者がその所有者が作業を実行することを拒否し続ける場合、その占有者は法律違反で有罪となり、拒否を続けた期間に対して 1 日当たり 1,000 ドル以下の罰金、あるいはその一部を支払う。

(3) このような拒否が続いている間、その所有者は作業の実行を怠ったために通常の場合に課せられる刑罰を免除される。

## 第 13 部 その他の条項

### 権限を付与された職員が出す通知書、命令書、その他の書類

65. (1) 局長の指示に基づき局長の代理として権限を付与された職員は、全ての通知書、命令書、受領書、召喚状、および本法または規則によって局長が発行する権限を与えられた、あらゆる種類の書類を発行することができる。

(2) このような通知書、命令書、受領書、召喚状、書類に承認が必要な場合、局長または局長により権限を与えられた公務員の署名またはその公式複写が添付されていれば、承認として十分であるとみなされる。

### 通知書等の送達

66. (1) 本法または規則によって、ある者に対して送達することが要求され、または認められた通知書、命令書、召喚状、書類は、以下によって送達することができる。

- (a) その者にそれを配達すること、またはその者の成年に達している家族の一員またはその者の雇用人が知っている最新の住所にそれを配達すること
- (b) その者宛の封筒に書かれた通常または最新の住所に、または事業所にそれを置いてくること

(c) その者の通常または最新の住所に、または事業所に宛てた前払い書簡を郵便で転送すること

(2) 本法または規則によって、用地（施設）の所有者または占有者に対して送達することが要求され、または認められた通知書、命令書、召喚状、書類の宛名として、氏名その他を記述しないで、その用地（施設）の「所有者」または「占有者」宛てとする場合、宛名は正確でなければならない。

(3) 本法または規則によって、用地（施設）の所有者または占有者に対して送達することが要求され、または認められた通知書、命令書、召喚状、書類は、その文書またはその正確な写しを、その用地（施設）の成年に達している者に配達することによって、送達を行なうことができる。適切な努力をしても、その用地（施設）に配達を受けられる者が見付からない場合、その通知書、命令書、召喚状、書類を、その用地（施設）の目に付きやすい場所に掲示することによって、送達することができる。

(4) 通知書、命令書、召喚状、書類を法人に送達する場合、以下によって実施することができる。

- (a) 当該法人の登録事務所または主要事業所における当該法人の秘書その他の担当者宛てに配達すること。
- (b) 当該法人の登録事務所または主要事務所におけるその法人宛てに、書留郵便で送ること。

### 一般的な罰則

67.(1) 本法に基づく法律違反（第7部にに基づく違反を除く）で、罰則が定められていない違反を犯した者は、以下の刑罰に処せられる。

- (a) 1回目の有罪判決に対しては、20,000ドル以下の罰金に処せられる。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して1日当たり1,000ドル以下の追加罰金を支払う。
- (b) 2回目以降の有罪判決に対しては、50,000ドル以下の罰金に処せられる。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して1日当たり2,000ドル以下の追加罰金を支払う。

(2) このような罪を審理する裁判所は、これらの罰金に加えて、作業の実行に関連した経費、それに課せられた利子、当該者が支払うべきであると局長によって有罪判決の日に証明されたその他の利子を局長に支払うことを当該者に対して命じることができる。

(3) このような金額は、当座の罰金の回収のために、成文法に従って強制的に回収することができる。

### 保証金の提供

68.(1) 局長が、本法または規則に基づいて、作業を実行する許可、同意、あるいは承認を与えた場合、その作業の実行を確実にするため、局長は、その許可、同意、あるいは承認を与えた者に対して、保証金またはそれに代わるその他の担保を提供することを要求できる。

(2) その作業が、局長が満足するように実行されない場合、局長は、その保証金、担保、またはそれらの一部を利用して、その作業の不完全な箇所を修理することができる。

### 書類の不備

69.(1) 本法または規則に基づいて、またはそれによって作成された書類の中で、人、用地、建物、保有地、道、場所に関する誤記または不正確な記述が行われた場合、当該者または当該場所がその書類の中で同一であると確認できるように明示されていれば、当該者または当該場所に関して、その誤記または不正確な記述が本法または規則の適用に影響を与えることはない。

(2) 本法または規則に基づいて、またはそれによって取られた手続が形式不備のために無効になることはない。

### 分析専門家による証明

70.(1) 局長は、局長が署名した法律文書によって、本法の目的を達するための分析専門家として適任であると局長が判断した者を任命することができる。

(2) 本条(3)項を前提として、同(1)項に基づいて任命された分析専門家の以下の証明書は、本法または規則に基づく法律違反に対する訴訟手続において、その証明書に記述された事実、および分析または調査の結果の正確さに関する一応の証拠として認められる。その証明書とは、その者がある物質を分析または調査したこと、およびその者の分析または調査の結果に関して記述したものである。

(3) 本条(2)項で述べられている分析専門家の証明書は、その証明書の写し、およびその訴訟手続の中でその証明書を証拠として提出する意図を示した適切な通知が告発された者に与えられない限り、同(2)項における証拠として受け入れられない。

(4) 本条(1)項に基づいて任命された分析専門家の証明書が、同(2)項に基づく証拠として認められた場合、告発された者は、その刑事訴訟の証人としてその分析専門家を召喚することを要求できる。その分析専門家は、その証明書に記述されている事項の証拠を示したかどうかに関して、反対尋問を受けることがある。

(5) 本条の目的を達するため、検事側が本条(2)項で述べられている証明書とされる書類を提出した場合、そ



れを否定する事実が証明されない限り、その書類は同(2)項で述べられている証明書とみなされる。

### 法人による違反

71. 法人が本法または規則に基づく違反を犯し、その法人の役員、管理者、秘書その他の担当者、またはそのような職務に就いていたとされる者の同意、黙認、怠慢によって、その違反が行われたと証明された場合、その個人および法人は、法律違反の罪により起訴され、それに応じた刑罰に処せられる。

### 違反の和解

72. (1) 局長は、局長の判断で、その違反を犯したと合理的に疑われる者から 5,000 ドル以下の金額を受け取ることにより、本法または規則に基づいて和解可能と定められた違反に関して和解を成立させることができる。

(2) 本法または規則に基づいて支払うことが定められた補償金、損害賠償金、報酬、費用、経費が未払いである場合を除いて、その金額が支払われた後で、その者に対してその違反に関連した訴訟手続がさらに進められることはない。

(3) ただし、本条はこのような金額を支払った者に対して、同じ件に関したさらなる通知を局長が行なうことを妨げるものではない。

### 裁判所の司法権

73. 地方裁判所または治安判事裁判所は、本法または規則に基づくすべての訴訟手続を審理し、判決を下す司法権を持ち、刑事訴訟法 (第 68 章) に反することに関しても、本法または規則に基づく違反に関して、最大限の刑罰を課す権限を持つ。

### 他の法律による訴追の保留

74. 何人も同じ法律違反のために 2 回罰せられることがないということを除いて、本法は、本法または規則に基づく違反を構成する行為または不作為によって、その他の成文法に基づいて訴追されることを妨げない。また、本法はその他の成文法に基づくその他の刑罰または処罰に処せられる責任、または本法または規則で定められているよりも重い刑罰または処罰に処せられる責任を免除しない。

### 免除

75. 局長は、官報で告示することにより、包括的に、または局長が指定する期間、人、物、用地、作業、または複数の人、物、用地、作業を実施する集団に対して、本法または規則の条項を免責することができる。

### 付則の修正

76. (1) 局長は、官報で公示する命令により、任意の時点で第 3 付則以外の付則を修正することができる。

(2) 局長は、本条(1)項に基づく命令の中で、必要または適切とみなす、付随的、派生的、補足的な条項を加えることができる。

### 規則

77. (1) 局長は、以下の規則を作成することができる。

- (a) 本法の条項を実行するために必要な目的のための規則、またはその目的に関連した規則
- (b) 本法に基づいて定めることが認められている、あるいは要求されている事項に関する規則
- (c) 本項(a)および(b)の一般性を損なうことなく、第 3 付則に記載されている事項のための規則、またはそれに関連した規則

(2) 局長は、規則を作成する際に、以下のように定めることができる。すなわち、その規則に違反、あるいは従わないことは、50,000 ドル以下の罰金あるいは 2 年以下の禁固、またはその両方に該当する法律違反であり、違反を続けた場合には、さらに、有罪判決後に違反が継続している期間に対して 1 日当たり 2,000 ドル以下の罰金、あるいはその一部を支払うことに該当する法律違反であると定めることができる。

(3) これらのすべての規則は、官報による公示後、できるだけ早く議会に提出されなければならない。

### 暫定条項

78. (1) 廃止された大気浄化法 (第 45 章、1985 年版)、廃止された水質汚染防止および排水法 (第 348 章、1985 年版) [下水排水法 (第 293A 章) によって廃止]、または毒物法付則の毒物リストの廃止された第 2 部に記載された毒物に関連する毒物法 (第 234 章、1989 年版) に基づいて、立案、作成、許可、承認された計画、契約、書類、ライセンス、許可、決議は、本法の条項と矛盾しない限り、また、本法またはその他の成文法で別に定められている場合を除いて存続し、本法の対応する条項に基づいて、立案、作成、許可あるいは承認されたものとみなされる。

(2) 1999 年 4 月 1 日より前に、廃止された大気浄化法に基づいて作成され直ちに施行された副次的な法律

は、本法の条項と矛盾しない限り、本法に基づく副次的な法律によって無効になるまで、本法に基づいて作成されたとみなされて、効力が継続する。

(3) 第4付則で述べられている法律は、そこに記載された内容を修正することを条件として、有効である(本法の前述条項の結果として派生する修正)。

(4) 大臣は、官報に公示された命令により、本法の条項に関連して不要である、または本法の条項と矛盾すると局長がみなす成文法を廃止または修正することができる。

## 第1付則

6条

### 指定用地(施設)

指定用地(施設)とは、

- (a) 以下のために使用される用地
  - (i) 普通セメント、同様のセメント、シリカ・セメントなどの製造または包装工事を行なうセメント工場
  - (ii) 1単位当たりの製造量が0.5立方メートルよりも大きいコンクリートの製造を行なうコンクリート工場
  - (iii) アスファルトまたはタールマカダムの製造工事を行なうアスファルト工場
  - (iv) れんが、タイル、パイプ、陶器製品、耐火煉瓦、ガラスなどの製品が、さまざまな燃料が燃やされる炉、乾燥窯で製造されるセラミック工場
  - (v) 酸、アルカリ、化学肥料、石鹼、洗剤、珪酸ソーダ、石灰その他のカルシウム化合物、塩素、化学品、化学製品などが製造される化学工場
  - (vi) コークスまたは木炭が生産され、焼き入れ、切断、破碎、分類が行われるコークスまたは木炭工場
  - (vii) 鑄造および/または金属被覆加工のために金属溶解処理が行われる鉄または非鉄金属工場
  - (viii) 石炭、コークス、油、その他の混合物または派生物が、炭化、ガス化のために処理または作られ、その後で、これらの材料が炭化またはガス化されるガス工場
  - (ix) 岩石、鉱石、鉱物、化学品、天然粒状物が、破碎、粉碎、細砕により、または、ふるい、風ふるい、その他の方法によって大きさ別に分離されることにより、処理される破碎、粉碎、細砕工場
  - (x) 原油、けつがん油、またはその他の鉱油が精製または再生される石油工場
  - (xi) その作業が不動産の主要目的であるかどうかにかかわらず、スクラップ金属をさまざまな種類の炉で処理して、金属を回収するスクラップ金属回収工場
  - (xii) 鉱石がさまざまな種類の金属に精練または転換される一次冶金工場
  - (xiii) 木材またはセルロース材料がパルプに加工されるパルプ工場
  - (xiv) 装置または構造物がプラスト処理によって洗浄されるプラスト処理工場
- (b) その上に、発生量が毎時2,300キログラム以上の蒸気ボイラー、または、毎時500キログラム以上の固体可燃材料または毎時220キログラム以上の液体材料を燃焼させる焼却炉または炉が建設されている用地
- (c) 以下のものを貯蔵するために使用中または使用予定の用地
  - (i) 100トンを超える1種類以上の以下の物質：有毒である、燃焼する、あるいは水または空気と接触すると有毒ガスを発生する化学品、化学製品、炭化水素、または炭化水素製品、
  - (ii) 1,000トンを超える1種類以上の以下の物質：引火点が55よりも低い化学品、化学製品、炭化水素、または炭化水素製品

參考資料 2

排水規則（環境污染管理法）2001 年改訂版

Rg 5 Environmental Pollution Control (Trade Effluent) Regulations

環境汚染管理法  
(第 94A 章、第 77 条(1))

排水規則(環境汚染管理法)

目次

規則

1. 名称
2. 定義
3. 提出すべき詳細事項
4. 処理対象産業排水
5. 産業排水排出管理方法
6. 事前承認を必要とする排出口
7. 局長が要請する産業排水排出の詳細
8. 排出される産業排水の性質と種類
9. 特定物質の存在しない産業排水
10. 特定物質の最大濃度
11. 分析方法
12. 罰則
13. 免除
14. 過渡的措置

[1999 年 8 月 1 日]

名称

1. 本規則は、排水規則(環境汚染管理法)という。

定義

2. 別途規定の必要がない限り、本規則において「管理水路」とは、公益事業庁が公益事業法(第 261 章)に基づき供給する水の取水水路を意味する。ただし、公益事業庁の本管に水をポンプで汲み上げるために取水する水路は含まれない。

提出すべき詳細事項

3. (1) 該当法第 15 条に基づきライセンスを申請する者は、局長に以下を提出する。
  - (a) 申請者が実施、もしくは実施予定の産業活動、製造活動、事業活動、建築工場の詳細、および活動過程全体で、あるいは部分的に発生する産業排水生成プロセスの詳細、あるいは産業排水が排水であるか、廃棄物であるかについての詳細
  - (b) 産業活動、製造活動、事業活動、建築工場の最終成果を得るために、申請者が採用している、もしくは採用予定の工程あるいは運転方法の詳細
  - (c) 工程あるいは運転に使用している、もしくは使用予定の原材料および薬品の詳細
  - (d) 状況に応じて、産業活動、製造活動、事業活動、建築工事が実施されている、もしくは実施される用地(施設)内で使用中あるいは使用予定のすべての機械、工場設備、装置のレイアウトの詳細
  - (e) 産業活動、製造活動、事業活動、建築工場で消費、もしくは使用する推定水量、あるいは将来消費、もしくは使用される推定水量
  - (f) 産業排水の物理的、有機的、化学的性質の詳細
  - (g) 産業排水排出に関して、局長が要求するその他の情報
- (2) ライセンス申請の際は、申請者がその申請の判断に関連すると考えるその他の情報も局長に提出する。
- (3) ライセンス保有者は、本規則に従わない方法で産業排水を水路もしくは陸地に排出してはならない。
- (4) ライセンス保有者は、排出する産業排水の量、あるいは物理的、有機的、化学的性質に影響を与えるような以下の変更が、局長がライセンスを承認した後に実施される場合、状況に応じて変更日より 14 日以内に変更の内容を文書で局長に申し出る。
  - (a) 本項(1)(b)に記載の工程あるいは運転方法
  - (b) 本項(1)(d)に記載の機械、工場設備、装置のレイアウト
- (5) 局長が承認した、水路もしくは陸地への産業排水の排出のライセンスについては
  - (a) 局長が課す諸条件を満たさなければならない。
  - (b) 局長は、理由を述べることなしに、一定期間ライセンスを取り消す、あるいは一時的に差し止めることができる。

- (c) ライセンス保有者が、本規則の規定、もしくはライセンス供与の際に局長が課した条件を遵守しない場合には無効となる。

#### 処理対象産業排水

4. 産業排水はすべて処理後に水路もしくは陸地に排出する。ただし、局長が特に処理を免除した場合はこの限りではない。

#### 産業排水排出管理方法

5. 産業排水を水路もしくは陸地に排出する者は、その排出に関連して、局長の要請するサンプル採取ポイント、検査室、流量計、記録計およびその他の装置を随時設置する。

#### 事前承認を必要とする排出口

6. (1) 産業排水を水路に排出する目的で、排水溝あるいはその他水路との接合部を設置する、あるいは設置しなければならなくなった場合、文書による局長の事前許可を得る。

(2) 水路に産業排水を排出するために使用する排出口の位置と設計については、いずれの場合でも局長の承認を得なければならない。また、局長の事前承認無しに改造あるいは変更してはならない。

#### 局長が要請する産業排水排出の詳細

7. 産業排水を水路もしくは陸地に排出する者は、局長の要請があった場合には、以下に関する詳細を提出する。

- (a) 産業活動、製造活動、事業活動、建築工事のために、当事者が消費、もしくは使用する水量、および活動過程全体で、あるいは部分的に発生する産業排水生成プロセスの詳細、あるいは産業排水が排水であるか、廃棄物であるかについての詳細
- (b) 産業排水の物理的、有機的、化学的性質
- (c) 産業活動、生産活動、事業活動、建築工事で使用される原材料と薬品、および産業活動、生産活動、事業活動、建築工事に使用する機械、工場設備、装置から排出される、あるいは生じるあらゆる液体、産業排水の流出経路
- (d) その他、局長から要請される産業排水の排出に係わる情報

#### 排出される産業排水の性質と種類

8. (1) 局長の認可を得ていない性質もしくは種類の産業排水は、水路もしくは陸地に排出してはならない。

(2) 産業排水の温度は、水路もしくは陸地への放出点において 45 を超えてはならない。

(3) 産業排水の pH 値は、水路もしくは陸地への放出点において 6 以上 9 以下でなければならない。

(4) 産業排水のアルカリ度は、水路もしくは陸地への放出点において、炭酸カルシウムで 2,000mg/litre を超えてはならない。

#### 特定物質の存在しない産業排水

9. 水路もしくは陸地に排出される産業排水には、以下の物質が含まれていてはならない。

- (a) 放射性物質
- (b) 農薬、防カビ剤、除草剤、殺虫剤、殺鼠剤、燻蒸剤
- (c) 廃物、生ごみ、おがくず、木材、人間あるいは動物の排泄物、固形物
- (d) 石油もしくはその他の可燃性溶剤
- (e) 物質単独、あるいは結合体で、他の廃棄物やごみと反応することによって、人間の生命を脅かしたり、公害や危害もしくは不快な状態をもたらす可能性のあるガス、煙霧、臭気、物質を発生させる物質

#### 特定物質の最大濃度

10. (1) 局長は、以下を規定できる。

- (a) 水路に排出できる物質の最大排出量
- (b) 水路に排出できる物質の最大濃度

(2) 本項(1)の規定に従い、排出量や排出濃度に関して局長から文書で通知された者は、規定値を超える量や濃度で物質を水路に排出してはならない。

(3) 規則 11 により分析対象となる産業排水には、以下に規定する濃度を超えて下記物質が含まれていてはならない。

	管理水路以外の水路への 排出許容限界 (mg/litre)	管理水路への 排出許容限界 (mg/litre)
(a) 全浮遊物質	50	30
(b) 全溶存物質	2,000	1,000
(c) 塩素(塩素イオンとして)	600	400
(d) 硫酸塩(SO <sub>4</sub> として)	500	200
(e) 硫化物(硫黄として)	0.2	0.2
(f) シアン化物(CNとして)	0.1	0.1
(g) 洗剤(メチレンブルー活性物質としての直鎖アルキルスルホン酸塩)	15	5
(h) グリースおよびオイル	10	5
(i) 砒素	1	0.05
(j) バリウム	5	5
(k) スズ	10	5
(l) 鉄(Feとして)	20	1
(m) ベリリウム	0.5	0.5
(n) ほう素	5	0.5
(o) マンガン	5	0.5
(p) フェノール化合物(フェノールで表される)	0.2	Nil.

(4) 本規則第11項に従って分析される、産業排水の20における5日間生化学的酸素要求量(本項ではBODという)および化学的酸素要求量(本項ではCODという)は、以下に規定する値を超えてはならない。

- (a) 産業排水を管理水路以外の水路に排出する場合、BODは50mg/litre、CODは100mg/litre  
 (b) 産業排水を管理水路に排出する場合、BODは20mg/litre、CODは60mg/litre

(5) 産業排水に含まれる以下の金属の濃度は、下記に規定する値を超えてはならない。

	管理水路以外の水路への 排出許容限界 (mg/litre)	管理水路への 排出許容限界 (mg/litre)
(a) カドミウム	0.1	0.01
(b) クロミウム(2価および6価)	1	0.05
(c) 銅	0.1	0.1
(d) 鉛	0.1	0.1
(e) 水銀	0.05	0.001
(f) ニッケル	1	0.1
(g) セレニウム	0.5	0.01
(h) 銀	0.1	0.1
(i) 亜鉛	1	0.5

(6) 本項(5)に規定された金属が2種類以上、当該産業排水に含まれる場合、その金属の濃度は以下の値を超えてはならない。

- (a) 産業排水を管理水路以外の水路へ排出する場合は、1mg/litre  
 (b) 産業排水を管理水路へ排出する場合は、0.5mg/litre

(7) 下記物質の濃度に関して

- (a) 産業排水を水路へ排出する場合、遊離塩素濃度は1mg/litreを超えてはならない。  
 (b) 産業排水を水路へ排出する場合、色調は7ロビポンドを超えてはならない。  
 (c) 産業排水を管理水路以外の水路へ排出する場合、リン酸塩(PO<sub>4</sub>)濃度は5mg/litreを超えてはならない。管理水路へ排出する場合は、リン酸塩(PO<sub>4</sub>)濃度は2mg/litreを超えてはならない。  
 (d) 産業排水を管理水路以外の水路へ排出する場合、カルシウム(Ca)およびマグネシウム(Mg)濃度は200mg/litreを超えてはならない。管理水路へ排出する場合は、カルシウム(Ca)およびマグネシウム(Mg)濃度は150mg/litreを超えてはならない。  
 (e) 産業排水を管理水路へ排出する場合、硝酸塩(NO<sub>3</sub>)濃度は20mg/litreを超えてはならない。

## 分析方法

11. 本規則の目的のために、水路もしくは陸地に排出される産業排水は、随時改正される米国公衆衛生協会、

米国水道協会、米国水質汚濁防止連盟が共同で発行した「水および排水の標準検査方法（Standard Methods for the Examination of Water and Wastewater）」の最新版、あるいは局長が適していると考え他の分析方法に基づき分析されなければならない。

#### 罰則

12. 本規則第 3、4、5、6、7、8、9、10 項の規定に違反、あるいは遵守義務を怠った場合、当事者は有罪となり、以下の責任を負う。

- (a) 1 回目の有罪判決に対しては、10,000 ドル以下の罰金を支払う。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して 1 日当たり 300 ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。
- (b) 2 回目以降の有罪判決に対しては、20,000 ドル以下の罰金を支払う。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して 1 日当たり 500 ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。

#### 免除

13. 局長は、あらゆる個人もしくは複数者に、本規則のあらゆる規定の適用を免除することができる。

#### 過渡的措置

14. (1) 廃止された産業排水規則（第 348 章、規則 4）に基づき、水路への産業排水の排出に関して準備、作成、付与、承認された文書、あるいは文書による許可については、本規則の諸規定と矛盾しない限り、引き続き有効であり、本規則の該当する諸規定に基づき準備、作成、付与、承認されたとみなされる。

(2) 廃止された産業排水規則の第 4 項(2)の規定に基づき与えられた、産業排水の水路への排出に関するライセンスは、引き続き有効であり、産業排水の水路への排出に関する該当法第 15 条に基づいて与えられたライセンスと見なされる。ただし、環境汚染管理担当の局長が同ライセンスを取り消すまでの期間とする。





參考資料 3

大氣污染物質規則（環境污染管理法）2002 年改訂版

Rg 8 Environmental Pollution Control (Air Impurities) Regulations

環境汚染管理法  
(第94A章、第77条(1))

大気汚染物質規則(環境汚染管理法)

目次

規則

1. 名称
2. 黒煙
3. ばい煙測定方法
4. 大気汚染物質濃度基準
5. 検査手順と要件
6. 免除
7. 罰則  
別表

[2001年1月1日]

名称

1. 本規則は、大気汚染物質規則(環境汚染管理法)という。

黒煙

2. (1) 該当法第11条における黒煙とは、煙の色調が局長あるいは権限を付与された職員に以下のように観察できる煙である。
  - (a) リンゲルマン濃度表のNo.1より濃い煙
  - (b) 局長が承認する計器もしくは装置で観察あるいは記録した場合に、リンゲルマン濃度表のNo.1より濃い煙
  - (c) リンゲルマン濃度表のNo.1より濃い煙と、同程度の濃さを生じる位不透明な煙
- (2) 該当法第11条の規定は、以下のような煙突からの黒煙排出には適用されない。
  - (a) 黒煙排出時間が、1日のうち任意の1時間当たり5分以下
  - (b) その煙突からの黒煙排出回数の合計が、1日当たり3回を越えない

ばい煙測定方法

3. (1) 産業設備もしくは燃焼装置が設置されている産業用地あるいは商業用地の占有者は、局長からの要請があった場合には、本項(2)および(3)に規定される計器、機器、装置を用地内に準備、設置する。
- (2) 本項(1)に記載の計器、機器、装置は、産業設備もしくは燃焼装置の管理者が、常時、ボイラー室、炉管理室、制御室を離れることなく、産業用地あるいは商業用地内の煙突から煙が排出されているかどうかを容易に確認できるタイプであり、かつ容易に確認できる方法で設置されていなければならない。
- (3) 計器、機器、装置には、以下を少なくとも1つ含むこと。
  - (a) ボイラー室、炉管理室、制御室内に、煙突から排出された煙濃度を適切に表示するばい煙濃度表示器、記録計、警報装置
  - (b) ボイラー室、炉管理室、制御室内に設置される受信器付きの閉回路TV(CCTV)装置
  - (c) 局長が認可したその他の計器、機器、装置

大気汚染物質濃度基準

4. (1) 該当法第12条における商業活動、産業活動、生産工程、もしくは燃焼装置や産業設備の運転において遵守する大気汚染物質の濃度基準は、別表に規定する。
- (2) 別表第1列に規定される物質の濃度は、局長の定める、あるいは局長が認める方法に基づいて決定される。

検査手順と要件

5. (1) 該当法第12条において、どのような状況でも局長は大気汚染物質の濃度測定ポイントを規定できる。
- (2) 大気汚染物質の濃度測定ポイントは、以下に設けることができる。
  - (a) 大気汚染物質排出の固定ポイント
  - (b) 大気汚染物質排出の最終ポイント
  - (c) 大気汚染物質排出の最終ポイント以外で、用地内に設けられている煙道、ダクトや煙突内、もしくは

煙道、ダクトや煙突に沿ったその他のポイント

- (3) 産業用地あるいは商業用地の所有者あるいは占有者は
- (a) 局長の要請があった場合には、用地内から排出される大気汚染物質、および用地内の燃料消費に関する検査を実施する。
  - (b) そのような検査すべてについて、それぞれの検査の試験日、試験の種類や結果を明記した記録を保存する。
  - (c) そのような記録は、局長あるいは権限を付与された職員がいつでも適当な時期に監査のために利用できるようにする。

(4) 本項(5)に伴い、大気汚染物質の排出に関するボイラー、炉、焼却炉の検査結果はすべて、二酸化炭素量12%含有の煙道ガスを基準として表示する。

(5) ダイオキシンおよびフランの排出に関する廃棄物焼却炉の検査結果はすべて、酸素量11%含有の煙道ガスを基準として表示する。

(6) 局長または権限を付与された職員が、該当法に基づき必要な権限を行使できるようにするため、産業用地あるいは商業用地の所有者あるいは占有者は以下を実施する。

- (a) 局長あるいは権限を付与された職員に対して、適当な時期に、局長あるいは権限を付与された職員が必要と見なす頻度で、該当用地内、すなわち用地内のあらゆる箇所および用地内の（汚染）防止装置、燃焼装置、産業設備、煙突に立ち入る権限を与える。
- (b) 局長あるいは権限を付与された職員から正当な要請があった場合には、支援や設備を提供する。

(7) 本項(6)(b)に規定する支援や設備には、用地内にある各煙突に関して、権限を付与された職員に対して、1個以上の煙突を検査用に開放すること、および煙突からの排出の検査とサンプルの入手を目的とした安全かつ適切なアクセス手段が含まれる。

(8) 本規則では

「ボイラー」は、内部で水またはその他の液体を可燃物質により加熱する装置を意味する。

「炉」は、ボイラー以外で、内部で燃焼させる機関を意味する。

「焼却炉」は、何らかのエネルギーを用いて燃焼もしくは過熱により物質を処理するために、商業活動、産業活動、生産工程で用いられる構造物またはその一部分を意味する。

「廃棄物焼却炉」は、都市廃棄物、産業廃棄物、病院廃棄物を処分するために用いられる焼却炉を意味する。

## 免除

6. (1) 本規則第4項の規定は、局長が定める産業用地あるいは商業用地には、2001年1月1日から2003年12月31日までの期間は適用されない。

(2) 局長は

- (a) 本項(1)に記載の産業用地あるいは商業用地に、局長が定める別の排出基準の遵守を要請することができる。
- (b) 必要とみなす場合、局長自らが課す条件に従い、(1)に記載の適用免除期間を延長することができる。

## 罰則

7. (1) 本規則第3項、第5項(3)または(6)の規定に違反した場合、当事者は有罪となり、以下の責任を負う

- (a) 1回目の有罪判決に対しては、10,000ドル以下の罰金を支払う。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して1日当たり300ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。
- (b) 2回目以降の有罪判決に対しては、20,000ドル以下の罰金を支払う。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して1日当たり500ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。

(2) 本規則に対する違反はすべて、該当法第72条(1)の規定に従い、局長が解決することができる。

## 別表

規則 4

## 大気汚染濃度基準

1. 第 1 列に記載の物質は、第 2 列に記載の商業活動、産業活動、生産工程、燃焼装置、産業設備の運転から排出されるが、その濃度は、物質が空気、煙やその他の気体と混合される前の時点で、第 3 列に記載の制限値を超えてはならない。

《表は第 1 章「表 1 - 5 - 1 工場の排ガス基準値」参照》

## 2. 本別表において

「ダイオキシンおよびフラン」とは、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン (PCDD) およびポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) を意味する。三環式および芳香族化合物であり、2 個のベンゼン環により生成される。2 個のベンゼン環は、PCDD の 2 個の酸素原子、PCDF の 1 個の酸素原子、および水素原子 (塩素原子 8 個までと置換可能) により結合されている。

「mg」はミリグラムを表す。

「ng」はナノグラムを表す。

「Nm<sup>3</sup>」は、ノルマル立方メートルを表す。乾燥時に温度 0 および水銀柱 760 ミリメートルの絶対圧力下で 1 立方メートルを占める気体の量である。

「TEF」は毒性等価率である。

「TEQ」は毒性等価を表している。下表の第 1 列に記載のダイオキシンとフラン化合物それぞれの濃度の総計であり、第 2 列に記載の該当する TEF を掛け合わせている。

ダイオキシン / フラン	TEF
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	1
1,2,3,7,8-ペンタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	1
1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	0.1
1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	0.1
1,2,3,7,8,9-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	0.1
1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	0.01
オクタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	0.0001
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾフラン	0.1
1,2,3,7,8-ペンタクロロジベンゾフラン	0.05
2,3,4,7,8-ペンタクロロジベンゾフラン	0.5
1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	0.1
1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	0.1
1,2,3,7,8,9-ヘキサクロロジベンゾフラン	0.1
2,3,4,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	0.1
1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロジベンゾフラン	0.01
1,2,3,4,7,8,9-ヘプタクロロジベンゾフラン	0.01
オクタクロロジベンゾフラン	0.0001

參考資料 4

有害產業廢棄物管理規則（環境公衆衛生法）2000 年改訂版

Rg 11 Environmental Public Health (Toxic Industrial Waste)  
Regulations

環境公衆衛生法  
(第95章、第113条)

有害産業廃棄物管理規則(環境公衆衛生法)

目次

第1部  
序

規則

1. 名称
2. 定義
3. 適用

第2部  
発生者

4. 許容値を超える有害産業廃棄物の局長への通知
5. 有害産業廃棄物の適切な取り扱いのために有害産業廃棄物回収者に与えられる情報
6. 発生者による記録保持
7. 適用
8. 特別の事由ある場合を除く有害産業廃棄物の使用あるいは保存の禁止

第3部  
有害産業廃棄物回収者

9. ライセンスなしに有害産業廃棄物回収者として行為することの禁止
10. 作業あるいは運転方法等の変更
11. 有害産業廃棄物回収者による有害産業廃棄物関連情報の入手
12. 有害産業廃棄物回収者による記録の保存

第4部  
ライセンス

13. 有害産業廃棄物回収ライセンスの申請

第5部  
有害産業廃棄物の輸入

14. 有害産業廃棄物の輸入
15. 有害産業廃棄物の回収

第6部  
有害産業廃棄物の運搬

16. 安全積送のための荷送人の責任
17. 委託貨物運送状
18. 運転手の荷受人への委託貨物運送状の引き渡し
19. 委託貨物運送状の受領
20. 適用
21. 複数の発生者からの回収
22. 運搬者による委託貨物情報の入手
23. 文書による承認等のコピーの運搬者への提供
24. 運搬文書
25. 運転手に対する指示事項
26. 運転手の責任
27. 運搬経路
28. 危険警告パネルとラベル
29. 火災もしくは爆発に対する注意事項
30. 溢出禁止

- 31. 有害産業廃棄物の複数積荷の運搬禁止
- 32. 有害産業廃棄物運搬車両の管理

第7部  
雑則

- 33. 有害産業廃棄物の供給と販売
- 34. 保管に関する要件
- 35. 有害産業廃棄物の混合
- 36. 安全な保管と取り扱い
- 37. 有害産業廃棄物の用地内からの撤去要求通告
- 38. 緊急時行動計画の作成
- 39. 有害産業廃棄物の分析
- 40. 免除
- 41. 罰則  
別表

[1988年8月16日]

第1部  
序

名称

- 1. 本規則は、有害産業廃棄物管理規則（環境公衆衛生法）という。

定義

- 2. (1) 別途規定の必要がない限り、本規則では以下の用語を定義する。
  - 「運搬者」は、有害産業廃棄物の運搬を行なう者を意味し、雇用されている、もしくは報酬を受けている運搬者と自らの責任で運搬する者の両方を含む。
  - 「実施規約」は、以下の規範を意味する。
    - (a) 装置の据え付け方法、および装置の効果的な使用とメンテナンスについて、従うべき手順を記載
    - (b) 装置の製作、使用、メンテナンスに関する注意事項を指摘
    - (c) 装置の設計、計画、施工に関して遵守する要件に確実に適合することを目的として、装置の設計、計画、施工における対策や注意事項を規定
  - 「委託貨物」は、荷送人が運搬を目的として提供する、有害産業廃棄物の1個もしくは複数の積荷を意味する。
  - 「荷送人」は、有害産業廃棄物の委託貨物を運搬目的で提供する者、あるいは荷送人に代わって委託貨物を提供する者を意味する。
  - 「コンテナ」は以下を意味する。
    - (a) あらゆる（液体用）容器、缶、ドラム缶、樽、その他の貯蔵容器
    - (b) 前記の容器、缶、ドラム缶、樽、その他の貯蔵容器が、他のコンテナに収容されているか、もしくは状況により全体が被覆材で被覆されている場合、最も外側のコンテナまたは被覆材ただし、ロードタンカー、タンク・コンテナ、貨物コンテナの積載用タンクは含まない。
  - 「緊急時行動計画」は、有害産業廃棄物が関連する緊急事態時に取られる局長の承認を得た行動計画を意味する。
  - 「貨物コンテナ」は、内容物を途中で荷を積み直さずに、1つあるいは複数の運搬方法で、運搬貨物を容易に運搬出来るよう設計された運搬設備を意味する。
  - 「発生者」は以下を含む。
    - (a) その活動もしくはプロセスの結果として、有害産業廃棄物が生成されるか、あるいはその活動が原因で生成された有害産業廃棄物が規制の対象とされる者
    - (b) 有害産業廃棄物の発生源を所有、あるいはその発生源を管轄、管理、統括している者
  - 「輸入」は、文法的に変化した語形および同語源の表現を含めて、廃棄物を陸路、海路、空路によってシンガポールに持ち込む、あるいは持ち込ませることを意味する。
  - 「複数積荷」は、別々の区画またはコンテナに入っている、2種類以上の有害産業廃棄物からなる積荷を意味する（非有害産業廃棄物の同時運搬の有無は問わない）。
  - 「道路」は、道路交通法（第276章）の「道路」と同義である。
  - 「ロードタンカー」は、道路交通法で定義されている用語と同義で、構造的に車両の骨組みに取り付けられたタンク、あるいは車両の骨組みの一部となっているタンクを備えた貨物車両を意味する。
  - 「タンク」は、その全容量が、液体の場合250リットル、気体の場合500リットルを超える容器を意味する。

「タンク・コンテナ」は、液体の全容量が 450 リットル以上で

- (a) 液状、ガス状、粉末状、粒子状物質の運搬に用いられるタンクを意味する。
- (b) 繰り返しの使用が可能ないように作られており、装備の一部を取り外したり、途中で貨物を積み直す必要なく、1 種類あるいはそれ以上の運搬形式を利用して容易に貨物を運ぶ機能を備えたタンクを意味する。

「有害産業廃棄物回収者」は、有害産業廃棄物を受け入れて、保管、再処理、使用、処理、処分する者を意味する。ただし、有害産業廃棄物を運搬する目的で、発生者あるいは廃棄物回収者に雇用されている運搬者は含まない。

「運搬」は、陸路運送を意味し、運搬の全過程において付随する作業、例えば積み込み、荷下ろし、運搬中の保管などをすべて含む。

「車両」は、機械駆動式車両もしくは道路での使用を意図、適合するような車両を意味し、ロードタンカーや、車両からは独立しているトレーラーも含む。

(2) 本規則において、車両 1 台と 1 両もしくは複数のトレーラーが結合したものは、相互に接続されている状態においては 1 車両として扱われる。

(3) 本規則において、車両は、以下の期間、有害産業廃棄物の運搬に使用されるとみなされる。

- (a) ロードタンカーの場合、廃棄物の陸路運搬を目的とした廃棄物の積み込み開始から、タンク内残留廃棄物や蒸気が、人間の健康や安全を脅かさないレベルまで実施される、タンクまたはタンク内区画の洗浄、除去が完了するまでの期間
- (b) 廃棄物の陸路運搬を目的としたコンテナ、タンク・コンテナ、貨物コンテナを運搬する車両の場合、以下の時点から
  - (i) 有害産業廃棄物を収容したコンテナ、タンク・コンテナ、貨物コンテナが、車両に積載された時点
  - (ii) コンテナ、タンク・コンテナ、貨物コンテナが、積み込み開始前に車両に積載されていた場合には、積み込み開始時点以下の時点まで
  - (A) コンテナ、タンク・コンテナ、貨物コンテナが車両から切り離される時点
  - (B) タンク内残留廃棄物や蒸気が人間の健康や安全を脅かさないレベルまで、タンク・コンテナまたはタンク・コンテナ内区画の洗浄、除去が実施される時点

いずれの場合でも、車両が実際に道路上に存在するか否かは問われない。

## 適用

3. 本規則は、別表に記載の有害産業廃棄物にのみ適用される。

### 第 2 部 発生者

## 許容値を超える有害産業廃棄物の局長への通知

4. 有害産業廃棄物の発生者は、以下について速やかに局長に通知する。

- (a) 発生者の用地（施設）内で生成される、あるいは発生する有害産業廃棄物の種類または性質の変更
- (b) 別表第 2 列に記載の値を超えて生成される、あるいは発生する有害産業廃棄物の量、容量、濃度、レベル、および発生者がそれに対して意図している、もしくはすでに講じている対策

## 有害産業廃棄物の適切な取り扱いのために有害産業廃棄物回収者に与えられる情報

5. (1) 有害産業廃棄物を、有害産業廃棄物回収者に供給あるいは販売する者、もしくはかかる廃棄物が回収者に供給あるいは販売されることを許容する者は、回収者が有害産業廃棄物を適切かつ安全に保管、処理、再処理、処分できるよう、必要な情報をすべて回収者に提供する。

(2) 本項(1)の規定に基づき有害産業廃棄物関連情報を有害産業廃棄物回収者に提供する者は、回収者が有害産業廃棄物回収者としてのライセンスを有していることを確認するとともに、同(1)の目的に適う正確かつ十分な情報を供与する。

## 発生者による記録保持

6. (1) 有害産業廃棄物の発生者はすべて、有害産業廃棄物に関する以下の事項を記載した記録を保有する。

- (a) 発生した有害産業廃棄物の種類と量
- (b) 処分方法
- (c) 有害産業廃棄物回収者への提供日あるいは販売日とその量
- (d) 有害産業廃棄物回収者の名称と住所
- (e) 保管量



(2) 局長が別途定めない限り、記録は週単位で最新版を保管するとともに、その記録は局長が指定した期間保存する。

#### 適用

7. 本規則の第4、5、6項は、用地内で生成される有害産業廃棄物を処理もしくはリサイクルする目的で、局長の許可を得て建設された処分施設を有し、それによって有害産業廃棄物を用地（施設）外に運搬して処分する必要のない発生者には適用されない。

#### 特別の事由ある場合を除く有害産業廃棄物の使用あるいは保存の禁止

8. 自らの事業に使用する用地（施設）内において、有害産業廃棄物の発生者は、局長の認可を得て建設された処分施設を保有しない限り、もしくは有害産業廃棄物回収者と廃棄物処分契約をしていない場合には、有害産業廃棄物を保存、使用、また保存あるいは使用させたり、保存や使用を許諾してはならない。

### 第3部 有害産業廃棄物回収者

#### ライセンスなしに有害産業廃棄物回収者として行為することの禁止

9. 有害産業廃棄物回収者としてのライセンスを有していない者は、以下の行為を禁じる。

- (a) 有害産業廃棄物回収者として営業、宣伝すること、もしくはその事業の実施や実施する予定であることを通知、表明すること
- (b) 有害産業廃棄物回収者としての活動を行なうこと
- (c) 支払いもしくはその他の報酬があれば（支払手段が金銭であるか否かを問わず）、有害産業廃棄物回収者としての業務を引き受ける用意をどのような形であれ行なっていること

#### 作業あるいは運転方法等の変更

10. ライセンスを有している有害産業廃棄物回収者であっても、局長の文書による許可なしには以下の行為を実施してはならない。ただし、通常メンテナンスの過程で、および目的をメンテナンスに限定して、据付、施工、変更を行なう場合はこの限りではない。

- (a) 有害産業廃棄物の再処理、処理、保管、処分関連の設備・機器の据付、施工、変更、もしくはかかる作業に関連する作業を用地内において開始、実行すること
- (b) 用地（施設）内で実施される有害産業廃棄物の再処理、処理、保管、処分工程における作業方法の変更
- (c) 用地（施設）内で再処理、処理、保管、処分される有害産業廃棄物の種類の変更

#### 有害産業廃棄物回収者による有害産業廃棄物関連情報の入手

11. 有害産業廃棄物回収者は、有害産業廃棄物を適切かつ安全に保管、処理、再処理、処分できるよう、廃棄物に関連するすべての情報を入手し、その情報を検証しない場合は、有害産業廃棄物を受け入れてはならない。

#### 有害産業廃棄物回収者による記録の保存

12. (1) 有害産業廃棄物回収者は、局長の求める書式で記録を作成し保存する。

(2) 記録は局長が指定した期間保存し、局長の要請があった場合にはいつでも、検査のために該当する記録を提出する。

### 第4部 ライセンス

#### 有害産業廃棄物回収ライセンスの申請

13. (1) 有害産業廃棄物回収ライセンスの申請は、すべて局長の定める書式を用い、申請書を局長に提出する。

(2) 申請書には、申請者の名称と住所を記載する。

(3) 有害産業廃棄物回収者は、ライセンスの取得によって許可を得た種類の有害産業廃棄物のみ受け入れ、取り扱うこととする。

(4) ライセンスを有する有害産業廃棄物回収者は、ライセンスの期限満了、無効、取り消しまたは一時停止の場合には、局長によって文書で権限を付与された職員にライセンスを返還する。

(5) ライセンスは、すでに無効となっていない限り、局長がライセンスに明記した期間有効である。

(6) ライセンスの発行もしくは更新手数料は、125ドルとする。ただし一般廃棄物回収規則（環境公衆衛生法）

(規則 12)に基づいて、一般廃棄物回収者としてのライセンスを有している者は、ライセンス手数料の支払を免除される。

(7) ライセンス修正手数料は、1 申請当たり 12 ドルである。

## 第 5 部 有害産業廃棄物の輸入

### 有害産業廃棄物の輸入

14. (1) 局長の文書による許可なしには、有害産業廃棄物をシンガポール国内に輸入、もしくは輸入させてはならない。

(2) 局長は、輸入許可を与える際、適切と見なされる条件を課すことができる。

### 有害産業廃棄物の回収

15. 有害産業廃棄物がシンガポールに輸入された場合、もしくは引き渡された場合、有害産業廃棄物回収者、または回収者が正当に認可した代理人は、かかる廃棄物の受け渡しを以下の場所で行なう。

- (a) 廃棄物が陸路でシンガポールに持ち込まれた場合、ウッドランズ税関において
- (b) 廃棄物が鉄道でシンガポールに持ち込まれた場合、シンガポール内の鉄道駅において
- (c) 廃棄物が海路でシンガポールに持ち込まれた場合、シンガポール内の埠頭において
- (d) 廃棄物が空路でシンガポールに持ち込まれた場合、シンガポール内の航空貨物ターミナルにおいて

## 第 6 部 有害産業廃棄物の運搬

### 安全積送のための荷送人の責任

16. 以下の条件を満たさない限り、有害産業廃棄物の運搬を委託してはならない。

- (a) かかる廃棄物の運搬申請に対し、局長の承認を文書で得ていること
- (b) かかる廃棄物の運搬に使用されるコンテナ、タンク・コンテナ、貨物コンテナ、ロードタンカーが、局長が承認した規定集に従って設計・施工され、メンテナンスされていること

### 委託貨物運送状

17. 有害産業廃棄物の発生者は以下を実施する。

- (a) 局長の規定した書式で、委託貨物運送状を 5 部作成
- (b) 有害産業廃棄物を運搬者に引き渡すために運搬する前に、委託貨物運送状を 3 部、荷送人に提出し、廃棄物運搬日から 3 日以内に 1 部を局長に提出

### 運転手の荷受人への委託貨物運送状の引き渡し

18. (1) 運搬者は、本規則第 17 項に記載の委託貨物運送状を、荷受人に引き渡すために 2 部運転手に預ける。

(2) 廃棄物が引き渡される際、荷受人は、本項(1)に記載の委託貨物運送状を 2 部運転手から受け取る。

### 委託貨物運送状の受領

19. (1) 荷受人は、有害産業廃棄物の受け取り後 3 日以内に、本規則第 18 項に記載通りに適切に履行された委託貨物運送状を 1 部局長に提出する。

(2) 荷受人は、受領、あるいは引き渡された有害産業廃棄物が本規則第 18 項に記載の委託貨物運送状に記載された廃棄物と異なる場合、その廃棄物の量または種類を局長に速やかに連絡する。

### 適用

20. 本規則第 16 項(a)、17、18、19 項の規定は、別表第 3 列に記載の量を超えた有害産業廃棄物が運搬もしくは運搬委託される場合に限り適用される。

### 複数の発生者からの回収

21. (1) 有害産業廃棄物回収者のライセンスを有していない場合、あるいはライセンスを有している回収者と契約していない場合には、複数の発生者からの有害産業廃棄物を一度に車両で運搬したり、回収してはならない。

(2) 有害産業廃棄物回収者が、局長の文書による承認を得ていない場合には、1 回当たりの運搬もしくは回収による有害産業廃棄物の合計量が、別表第 3 列に記載の量を超えてはならない。

### 運搬者による委託貨物情報の入手

22. (1) 運搬者は、本規則第 24 項(1)に記載の運搬者に本規則の要件を遵守させ、かつ廃棄物が人間の健康もしくは安全におよぼすリスクについて認識させることの可能なステートメントを受け取っていない場合、一切の有害産業廃棄物を運搬してはならない。

(2) 有害産業廃棄物の委託貨物の荷送人あるいは所有者は、遅くとも運搬業務発注時には、ステートメントを運搬者に渡すものとする。これにより運搬者は、有害産業廃棄物運搬車両の運転手が、確実にステートメント記載の指示を理解し、有害産業廃棄物を効果的に運搬できるよう、必要な対策を講じることができる。

(3) 本項(1)の規定に従って有害産業廃棄物に関するステートメントを運搬者に渡す者は、ステートメントに記載の情報が正確であり、同(1)の目的を十分に果たすことができるようにしなければならない。

### 文書による承認等のコピーの運搬者への提供

23. 本規則第 22 項の規定を満たしていたとしても、運搬者は、本規則第 16 項に規定の局長の文書による承認のコピー、および本規則第 17 項記載の委託貨物運送状のコピーがない限り、別表第 3 列に記載の量を超える有害産業廃棄物を運搬してはならない。

### 運搬文書

24. (1) 有害産業廃棄物の委託貨物の荷送人または所有者は、安全に関する要件、および運搬者に要求される活動に関するステートメントを、運搬関連文書の一部として提出する。このステートメントには以下を記載する。

- (a) 積み込み、積み下ろし、運搬、保管、取り扱い、保管場所に関する作業上の補足要件、もしくは作業上の補足要件は一切不要とのステートメント
- (b) 必要に応じ、運搬方法についての制限事項、および運搬経路についての必要指示事項
- (c) 緊急事態における行動計画
- (d) リスクの一般的性質に関する指示事項、および有害産業廃棄物取り扱い時の安全注意事項
- (e) 委託貨物の中味は、名前を適切に記載してあること、適切なマーク、ラベルを貼って梱包してあること、運搬に適した状態にあることの宣言

(2) 本項(1)(e)の規定に基づく宣言は、状況によって有害産業廃棄物の委託貨物の荷送人または所有者の日付入りのオリジナルあるいはスタンプ複写による署名入りとし、かかる宣言は、局長が規定した書式とする。

### 運転手に対する指示事項

25. 運搬者は、有害産業廃棄物の運搬前に、廃棄物運搬車両の運転手に、本規則第 22 項(1)に記載のステートメントのコピーを渡し、運転手がステートメントに記載された指示事項を実施できる能力があることを確認する。

### 運転手の責任

26. 有害産業廃棄物運搬車両の運転手は、以下を実行する

- (a) 廃棄物運搬中は常に、本規則第 25 項に基づき受領したステートメントのコピーを車両内に保管する
- (b) 本規則第 25 項に基づき受領したステートメントのコピーに記載されている全指示事項を遵守する。

### 運搬経路

27. 運搬者は、局長の定める時間と経路で運搬する場合を除き、別表第 3 列に記載の量を超える有害産業廃棄物を運搬してはならない。

### 危険警告パネルとラベル

28. (1) 有害産業廃棄物をロードタンカー、貨物コンテナ、タンク・コンテナやその他の車両で運搬する場合、運搬者は、局長が定めたラベル規約で指示されている適切な危険警告パネルやラベルを、ロードタンカー、貨物コンテナ、タンク・コンテナやその他の車両に確実に取り付けるものとする。危険警告パネルやラベルは以下のような構成とする

- (a) 耐候性があり、警告文言が消えないように表示されている。
- (b) 頑丈である、あるいは頑丈に固定されている。
- (c) 車両、貨物コンテナやタンク・コンテナのほぼ垂直面に、掲示、あるいは安全に取り付ける。枠組みを用いて固定する場合、その枠組みには、他の危険警告表示パネルは一切取り付けない。
- (d) 汚れのない状態に保たれ、障害物にさえぎられないような状態を保つ。ただし車両やコンテナ後部のパネルやラベルは、記載情報の読み易さが損なわれない簡単な作りの梯子の背後に取り付ける場合は、この限りではない。

(2) 複数個の積荷を、区画に分かれたタンク・コンテナや貨物コンテナで運搬する場合、あるいはロードタンカーを用いて分離タンクやタンクの別区画で運搬する場合、運搬者は、有害産業廃棄物が収容されている各タンクまたは区画に、局長が定めたラベル規約で指示される適切な危険警告表示パネルあるいはラベルを取り付け、

表示する。このようなパネルやラベルには、本項(1)の要件が適用される。

- (3) 運搬者は、前記危険警告パネルあるいはラベルを、以下のように取り扱う。
- (a) ロードタンカー、貨物コンテナ、タンク・コンテナやその他の車両で有害産業廃棄物を運搬する場合、その車両やコンテナ上に常時表示
  - (b) ロードタンカー、貨物コンテナ、タンク・コンテナやその他の車両が、有害産業廃棄物の運搬に使用されない場合は、撤去

#### 火災もしくは爆発に対する注意事項

29. (1) 有害産業廃棄物の運搬作業に従事する者はすべて、以下を確実にこなう。
- (a) 可能なかぎり、廃棄物を容器から流出、排出させないこと。
  - (b) 火災や爆発防止上必要な注意事項をすべて遵守すること。
- (2) 有害産業廃棄物を運搬する車両には、適切かつ強力な消火器を、車両内の取り出しの容易な場所に設置する。

#### 溢出禁止

30. 有害産業廃棄物の委託貨物の荷送人あるいは所有者は、運搬のための貨物の引き渡し時に、有害産業廃棄物を運搬するロードタンカー、タンク・コンテナ、貨物コンテナの積載タンクから、有害廃棄物が溢れ出ないようにする。

#### 有害産業廃棄物の複数積荷の運搬禁止

31. 局長が承認した規約に従う場合を除いて、有害産業廃棄物の複数個の積荷を運搬してはならない。

#### 有害産業廃棄物運搬車両の管理

32. (1) 有害産業廃棄物運搬車両の運転手は、車両を停止させている場合は以下のようにする。
- (a) 安全な場所に駐車
  - (b) 運転手または運転手以外の年令 21 才以上の適格者によって常時監督
- (2) 本項(1)の規定は、ロードタンカー、タンク・コンテナもしくはその区画の積載タンクが名目上空になっている場合には、適用されない。
- (3) 本項(2)において、「名目上空」とは、有害産業廃棄物の実質的にほとんどが、タンクから廃棄、もしくは積み降ろされ、積載タンク、タンク・コンテナ、あるいはその区画内の残留廃棄物が、人間の健康や安全を脅かすほどの量ではない状態をいう。

### 第 7 部 雑則

#### 有害産業廃棄物の供給と販売

33. (1) 有害産業廃棄物回収ライセンスの非所有者に、有害産業廃棄物を供給、販売、もしくは、そのような者へ供給されたり、販売されるのを許容することは禁じられる。
- (2) 本項(1)の規定は、シンガポールから持ち出される有害産業廃棄物には適用されない。

#### 保管に関する要件

34. 下記対策を講じたコンテナに収容する以外の方法で、有害産業廃棄物を保管することは違法である。
- (a) 局長が承認した実施規約に従って設計、施工、メンテナンスされているコンテナ
  - (b) 権限を与えられた者のみが立ち入り出来る場所に設置されているコンテナ
  - (c) 局長が承認したラベル規約の指示に従って、適切な危険警告表示ラベルが貼られているコンテナ

#### 有害産業廃棄物の混合

35. 局長が承認した処理工程、使用、処理を除いて、異種の有害産業廃棄物を混合すること、混合を許容すること、あるいは有害産業廃棄物を非有害産業廃棄物と混合すること、混合を許容することを禁ずる。

#### 安全な保管と取り扱い

36. 有害産業廃棄物の発生者、回収者およびその代理人や従業員はすべて、かかる有害産業廃棄物を保管、使用やその他の取り扱いをする場合、人間の健康や安全を脅かしたり、環境汚染を引き起こさない方法で実施する。

#### 有害産業廃棄物の用地（施設）内からの撤去要求通告

37. (1) 局長は、当該用地（施設）内に保管されている有害産業廃棄物が、人間の健康や安全を脅かす、あ

るいは環境汚染を引き起こす可能性があるときみなす場合、その用地（施設）の所有者または占有者に対して、文書による通告により有害産業廃棄物を撤去し、処分施設に搬送するように要求できる。

(2) 局長は、本項(1)に基づき文書による通告を与えられた用地（施設）の所有者または占有者に、用地（施設）内の有害産業廃棄物が、通告通りに処分施設で処分されたことを証明する証拠の提出を、文書による通達によって要求できる。

#### 緊急時行動計画の作成

38. (1) 有害産業廃棄物の発生源、回収者、荷送人もしくは有害産業廃棄物の委託貨物の所有者は
- (a) 有害産業廃棄物の運搬、保管、再処理、処理に起因する溢出、漏洩や事故の際の対処方法について詳述した緊急時行動計画を作成し、最新の情報に更新する。
  - (b) 有害産業廃棄物の保管、再処理、処理、運搬時に、かかる廃棄物に起因する事故や緊急事態が生じた場合、代理人あるいは従業員が緊急時行動計画を実行できるよう、適切な指示をあらかじめ与えておくとともに、必要な訓練を確実にこなす。

(2) 局長は、緊急時行動計画の作成改善、改定を、局長が妥当と定める期間に実施することを、有害産業廃棄物の発生源、回収者、荷送人あるいは委託貨物の所有者に文書で要求できる。

#### 有害産業廃棄物の分析

39. (1) 局長は、事業当事者が用地（施設）内で発生させた、もしくは回収、受領した有害産業廃棄物のサンプルを、化学分析を目的として、局長が承認したラボに提出することを文書による通知で要求できる。

(2) 分析報告書はすべて保管し、局長が検査のために利用できるようにする。

#### 免除

40. 局長は、あらゆる個人もしくは複数者に、本規則のあらゆる規定の適用を免除することができる。

#### 罰則

41. 本規則のいずれかの規定に違反、あるいは遵守しなかった場合、当事者は有罪となり、有罪判決に対して2,000ドル以下の罰金を支払う義務を負う。違反が継続した場合、有罪判決後に違反が継続している期間に対して1日当たり100ドル以下の追加罰金、あるいはその一部を支払う。

## 別表

規則 3,4(b),20,21(2),23,27

## 有害産業廃棄物リスト

有害産業廃棄物リスト	年間発生量 規定	運搬 1 回あたりの 運搬量規定
<b>酸</b>		
1. 廃無機酸：例えば、塩酸、硫酸、硝酸、リン酸、ふっ酸、ホウ酸、ピクリン酸	1,000 l	250 l
2. 廃有機酸：例えば、酢酸、ぎ酸、安息香酸、スルホン酸	1,000 l	250 l
<b>アルカリ</b>		
1. 廃アルカリ溶液	1,000 l	250 l
2. 廃アンモニア溶液	1,000 l	250 l
3. 金属水酸化物スラッジ、酸化物スラッジ	1,500 kg	300 kg
<b>アンチモンおよびその化合物</b>		
廃酒石酸アンチモンカリウム	0 kg	0 kg
<b>ヒ素およびその化合物</b>		
1. ヒ素含有の木材防腐剤残留物	0 kg	0 kg
2. ガリウムヒ素含有廃棄物	0 kg	0 kg
<b>アスベスト</b>		
1. アスベスト/セメント製造廃棄物	1,500 kg	300 kg
2. アスベスト繊維包装材	1,500 kg	300 kg
<b>カドミウムおよびその化合物</b>		
1. カドミウム含有のめっき排水および残留物	1,000 l	250 l
2. Ni/Cd 電池製造工程のカドミウム含有廃棄物	0 kg	0 kg
<b>クロミウム化合物</b>		
1. クロミウム含有のめっき排水および残留物	1,000 l	250 l
2. クロミウム含有の木材防腐剤残留物	0 kg	0 kg
3. クロム含有の廃水溶液	1,000 l	250 l
4. クロミウム含有の皮なめし排水および残留物	1,000 l	250 l
<b>銅化合物</b>		
1. 銅含有のめっき排水および残留物	1,000 l	250 l
2. プリント基板製造工程の銅含有エッチング廃液	1,000 l	250 l
3. 銅含有の木材防腐剤残留物	0 kg	0 kg
<b>シアン化合物</b>		
1. シアン化合物含有のめっき排水および残留物	0 kg	0 kg
2. シアン化合物含有の金属熱処理残留物	0 kg	0 kg
3. シアン化合物含有の金属焼入れ廃油	0 kg	0 kg
4. シアン化合物含有の写真現像処理廃液	0 kg	0 kg
<b>フッ素化合物</b>		
1. フッ素含有木材防腐剤残留物	0 kg	0 kg
2. 廃二フッ化アンモニウム	1,000 l	250 l
<b>イソシアネート</b>		
TDI、MDI などポリウレタン製造工程の廃棄物	1,000 l	250 l
<b>実験室廃棄物</b>		
1. 実験室の廃化学薬品	0 kg	0 kg
2. 化学分析による有害化学廃棄物	0 kg	0 kg

<p><b>鉛化合物</b></p> <p>1. 酸化鉛 / 硫酸鉛含有スラッジ 2. テトラエチル鉛(TEL)、四メチル鉛(TML)など有機鉛化合物 3. 廃鉛蓄電池（全体および破片）</p>	<p>1,500 kg 0 kg 10,000 kg</p>	<p>300 kg 0 kg 1,000 kg</p>
<p><b>水銀およびその化合物</b></p> <p>1. 水銀含有の塩素アルカリ製造工程排水、残留物、スラッジ 2. 水銀含有の金属水銀使用産業廃棄物 3. 水銀含有の化学プロセス廃触媒 4. 廃有機水銀化合物</p>	<p>0 kg 0 kg 0 kg 0 kg</p>	<p>0 kg 0 kg 0 kg 0 kg</p>
<p><b>金属触媒</b></p> <p>クロミウムおよびコバルト含有触媒など化学プロセスおよび製油工程の廃金属触媒</p>	<p>0 kg</p>	<p>0 kg</p>
<p><b>ニッケル化合物</b></p> <p>ニッケル含有のめっき排水および残留物</p>	<p>1,000 l</p>	<p>250 l</p>
<p><b>ハロゲン含有有機化合物</b></p> <p>1. トリクロロエタン、111-トリクロロエタン、ペルクロロエチレン、塩化メチレン、テトラクロロメタン、1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタンなどの廃ハロゲン有機溶剤 2. ハロゲン有機溶剤回収後の残留物 3. クロロベンゼンおよび / あるいはクロロフェノールとその塩類含有の包装材および残留物</p>	<p>10,000 l 7,500 kg 0 kg</p>	<p>1,000 l 1,500 kg 0 kg</p>
<p><b>非ハロゲン含有有機化合物</b></p> <p>1. ベンゼン、トルエン、キシレン、テレピン油、石油、シンナー、ケロシン、メタノール、エタノール、イソブタノール、イソプロパノール、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、イソプロピルエーテル、ジエチルエーテル、ヘキサン、硫化ジメチル、ジメチルスルホキシドなどの廃非ハロゲン有機溶剤 2. 非ハロゲン有機溶剤回収後の残留物</p>	<p>10,000 l 7,500 kg</p>	<p>1,000 l 1,500 kg</p>
<p><b>その他廃棄物</b></p> <p>1. 貯蔵、製造、取引過程で発生する廃化学物質、殺虫剤 2. 貯蔵、製造、取引過程で発生する化学物質、殺虫剤で汚染された使用済みコンテナ、袋、製造装置 3. ポリマー製造工程から発生する塩化ビニル、スチレンモノマーなどの未反応モノマー含有の廃棄物 / 残留物 4. 蒸留から発生するタール残留物と精製工程から発生するタール物質 5. 固形化、固定化、焼却処理などの有害廃棄物処理から発生する廃棄物や残渣 6. 有害化学物質保管ドラム缶やタンクの洗浄で生じる廃棄物 7. タンカーからの排水（化学薬品や油） 8. 樹脂、ラテックス、可塑剤、接着剤 / 粘着剤の製造、形成、使用から発生する溶剤やその他の汚染物質含有の廃棄物 9. インク、染料、顔料、塗料、ラッカー、有機溶剤含有のニス、重金属、殺生剤の製造、形成、使用から発生する廃棄物</p>	<p>0 kg 0 kg 7,500 kg 7,500 kg 7,500 kg 1,000 l 10,000 l 5,000 l 5,000 l</p>	<p>0 kg 0 kg 1,500 kg 1,500 kg 1,500 kg 250 l 1,000 l 1,000 l 1,000 l</p>
<p><b>病原菌付着廃棄物</b></p> <p>病院からの病原菌付着廃棄物</p>	<p>0 kg</p>	<p>0 kg</p>
<p><b>フェノール化合物</b></p> <p>1. フェノール含有化学物質使用の塗料剥離から発生するスラッジ / 残留物 2. 粘着剤工場から発生する未反応フェノールやホルムアルデヒド含有の残留物</p>	<p>1,500 kg 1,500 kg</p>	<p>300 kg 300 kg</p>

<u>ポリ塩化ターフェニル(PCT)を含むポリ塩化ビフェニル(PCB)</u>		
1. PCB および/もしくは PCT 含有の廃トランス油	0 kg	0 kg
2. PCB および/もしくは PCT に汚染された油抜き取り後のトランス	0 kg	0 kg
3. PCB および/もしくは PCT を含有する、あるいは汚染されたコンデンサーやトランスなどの電気機器	0 kg	0 kg
4. PCB および/もしくは PCT に汚染されたコンテナやすべての廃棄物	0 kg	0 kg
<u>ポリ塩化ビニル(PVC) (塩ビ)</u>		
PVC 被覆電線、PVC パイプや PVC 配管、PVC 部品、PVC の椅子張り地、PVC 樹脂などすべての PVC 含有廃棄物	要件なし	要件なし
<u>銀化合物</u>		
銀含有写真現像処理廃液	1,000 l	250 l
<u>使用済み油、汚染油</u>		
1. シリンダ、タービン、スイッチ装置、トランスからの使用済み鉱物油、潤滑油、油圧オイル廃機械油	10,000 l	1,000 l
2. ガソリンエンジン、ディーゼルエンジンの廃潤滑油	10,000 l	1,000 l
3. 金属焼入れの廃急冷油	10,000 l	1,000 l
4. 溶剤洗浄剤回収油	5,000 l	1,000 l
5. 金属加工工場から発生する冷却剤などの廃水溶性工作油	5,000 l	1,000 l
6. タンカーからの油分を含んだバラスト水など	10,000 l	1,000 l
7. 油入遮蔽器からの油、スラッジ	7,500 kg	1,500 kg
8. 貯蔵タンクのタンカースラッジ、含油スラッジ/残留物	7,500 kg	1,500 kg
9. 使用済み油の回収やりサイクルから発生する酸を含む含油スラッジ	7,500 kg	1,500 kg
<u>亜鉛化合物</u>		
亜鉛含有のめっき排水および残留物	1,000 l	250 l



## 参考資料 5

シンガポールおよび日本における環境情報関連窓口

1 . シンガポール / in Singapore ( 順不同 / in no particular order )

( 1 ) シンガポール政府機関及びその他機関

/ Singapore government agencies and other institutions

- 1 ) 環境省 ( ENV ) / Ministry of the Environment : ENV  
40 Scotts Road, Environment Building, Singapore 228231  
phone +65-6732-7733  
fax +65-6731-9456  
URL <http://www.env.gov.sg/>
- 2 ) 環境庁 ( NEA ) / National Environment Agency : NEA  
40 Scotts Road, Environment Building, Singapore 228231  
phone 1800-2255 632 / +65-6731-9618 (Pollution Control Department)  
Fax +65-6235-2611  
URL <http://app.nea.gov.sg/> E-mail: [Contact\\_NEA@nea.gov.sg](mailto:Contact_NEA@nea.gov.sg)
- 3 ) 貿易・工業省 ( MTI ) / Ministry of Trade and Industry : MTI  
100 High Street, #09-01 The Treasury, Singapore 179434  
phone +65-6225-9911  
fax +65-6332-7260  
URL <http://www.mti.gov.sg/>
- 4 ) 経済開発庁 ( EDB ) / Economic Development Board : EDB  
250 North Bridge Road #24-00, Raffles City Tower, Singapore 179101  
phone +65-6336-2288  
fax +65-6339-6077  
URL <http://www.sedb.com/>
- 5 ) 生産性・技術革新・企画化庁 ( SPRING )  
/ Standards, Productivity and Innovation Board : SPRING  
2 Bukit Merah Central, Singapore 159835  
phone +65-6278-6666  
fax +65-6278-6667  
URL <http://www.spring.gov.sg/>
- 6 ) 国家開発省 ( MND ) / Ministry of National Development : MND  
5 Maxwell Road, #21-22 Tower Block, MND Complex, Singapore 069110  
phone +65-6222-1211  
fax +65-6325-7254  
URL <http://www.mnd.gov.sg/>
- 7 ) 公共住宅開発庁 ( HDB ) / Housing & Development Board : HDB  
480 Lorong 6, Toa Payoh, Singapore 310480  
phone +65-6490-1111  
fax +65-6397-2070 (international) / 6490-1033 (local)  
URL <http://www.hdb.gov.sg/> E-mail: [hdbmailbox@hdb.gov.sg](mailto:hdbmailbox@hdb.gov.sg)
- 8 ) 都市再開発庁 ( URA ) / Urban Redevelopment Authority : URA  
45 Maxwell Road, The URA Centre, Singapore 069118  
phone +65-6221-6666  
fax +65-6227-5069

URL <http://www.ura.gov.sg/>

9) 公益事業庁 ( PUB ) / Public Utilities Board : PUB

111 Somerset Road #15-01, Singapore 238164

phone +65-6235-8888

fax +65-6731-3020

URL <http://www.pub.gov.sg/mainpage.htm>

10) ジュロントウン・コーポレーション ( JTC ) / Jurong Town Corporation : JTC

The JTC Summit, 8 Jurong Town Hall Road, Singapore 609434

phone 1800-5687000 / +65-6560-0056

fax +65-6565-5301

URL <http://www.jtc.gov.sg/>

11) アジア・太平洋環境法センター ( APCEL )

/ Asia-Pacific Centre for Environmental Law : APCEL

Faculty of Law, 39 Law Link, Singapore 117589

URL <http://law.nus.edu.sg/apcel/> E-mail: [lawapcel@nus.edu.sg](mailto:lawapcel@nus.edu.sg)

( 2 ) 日本政府機関及びその他機関 /

**Japanese government agencies and other institutions**

1) 在シンガポール日本大使館 / Embassy of Japan in Singapore

16 Nassim Road, Singapore 258390

phone +65-6235-8855

fax +65-6733-5612

URL <http://www.sg.emb-japan.go.jp/>

2) シンガポール日本商工会議所 ( JCCI Singapore )

/ Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore : JCCI Singapore

10 Shenton Way, #12-04/05/06 MAS Building, Singapore 079117

phone +65-6221-0541

fax +65-6225-6197

URL <http://www.jcci.org.sg/> E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)

3) ジェトロ ( JETRO ) シンガポール・センター

/ JETRO (Japan External Trade Organization) Singapore

16 Raffles Quay, #38-05, Hong Leong Building, Singapore 048581

phone +65-6221-8174

fax +65-6224-1169

URL <http://www.jetro.go.jp/ova/spr/>

4) 神奈川県シンガポール駐在員事務所

/ Representative Office of Kanagawa Prefectural Government in Singapore

JETRO, Singapore (Japan trade Center) Kanagawa Section, 16 Raffles Quay, Hong Leong Building #38-05, Singapore 048581

phone +65-6221-8174

fax +65-6224-1169

URL <http://www.ktpc.or.jp/report/report-sing.html>

- 5 ) 日本政策投資銀行シンガポール駐在員事務所  
/ Development Bank of Japan Representative Office in Singapore  
36 Robinson Road, #07-04 City House, Singapore 068877  
phone +65-6221-1779  
fax +65-6221-1142  
URL <http://www.dbj.org.sg/>

2 . 日本 / in Japan ( 順不同 / in no particular order )

( 1 ) 日本政府及びその他日本機関 /  
**Japanese government agencies and other institutions**

- 1 ) 環境省地球環境局環境協力室 / Office of Overseas Environmental Cooperation, Global Environment Bureau, Ministry of the Environment  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館  
1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8975 Japan  
phone (03) 3581-3351 ( 代 )  
fax (03) 3581-3423  
URL <http://www.env.go.jp/>
- 2 ) 日本貿易振興会 ( ジェトロ ) / Japan External Trade Organization: JETRO  
〒105-8466 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館  
2-2-5 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-8466 Japan  
phone (03) 3582-5511 ( 総合案内 ) / (03) 3582-1775 ( ライブラリー )  
URL <http://www.jetro.go.jp/top-j/>
- 3 ) 日本貿易振興会アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies : IDE  
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2  
3-2-2 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261-8545 Japan  
phone (043) 299-9500 ( 代 )  
URL <http://www.ide.go.jp/Japanese/index4.html>
- 4 ) 国際協力銀行 / Japan Bank for International Cooperation  
〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1  
1-4-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8144 Japan  
phone (03) 5218-3101  
fax (03) 5218-3955  
URL <http://www.jbic.go.jp/>
- 5 ) 日本政策投資銀行 / Development Bank of Japan  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-1  
1-9-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan  
phone (03) 3244-1900 ( 総務部広報 )  
URL <http://www.dbj.go.jp/>
- 6 ) ( 社 ) 日本経済団体連合会 / Nippon Keidanren  
〒100-8188 東京都千代田区大手町 1-9-4 ( 経団連会館 )  
1-9-4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8188 Japan  
phone (03) 5204-1500  
fax (03) 5255-6233  
URL <http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>

7) (財)地球・人間環境フォーラム / Global Environmental Forum

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-9-7

1-9-7 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041 Japan

phone (03) 5561-9735

fax (03) 5561-9737

URL <http://www.gef.or.jp/>

(2) シンガポール政府機関及びその他機関 /

**Singapore government agencies and other institutions**

1) シンガポール共和国大使館 / Embassy of the Republic of Singapore in Japan

〒106-0032 東京都港区六本木 5 丁目 12-3

5-12-3 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032 Japan

phone (03) 3586-9111

2) 在大阪シンガポール共和国総領事館

/ Consulate-General of the Republic of Singapore in Osaka

〒541-0052 大阪府中央区安土町 2 丁目 3 13 大阪国際ビル 14 階

14F Osaka Kokusai Building 3-13 Azuchi-machi 2-chome, Chuo-ku, Osaka

541-0052 Japan

phone (06) 6261-5131

3) 在名古屋シンガポール共和国名誉総領事館

/ Honorary Consulate General of the Republic of Singapore in Nagoya

〒461-0002 名古屋市東区代官町 35-16 第一富士ビル 9 階

9F Daiichi Fuji Building 35-16 Daikancho, Higashi-ku, Nagoya 461-0002 Japan

phone (052) 932-6393

4) シンガポール経済開発庁 (EDB) 東京事務所

/ EDB Office in Tokyo (Office of the Counsellor (Industry))

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1 丁目 インペリアルタワー 8 階

8th Floor The Imperial Tower, 1-1 Uchisaiwai-cho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

100-0011 Japan

phone (03) 3501-6041

fax (03) 3501-6060

E-mail: [edbto@edb.gov.sg](mailto:edbto@edb.gov.sg)

5) シンガポール経済開発庁 (EDB) 大阪事務所 / EDB Office in Osaka

〒541-0052 大阪府中央区安土町 2 丁目 3 13 大阪国際ビル 14 階

14F Osaka Kokusai Building 3-13 Azuchi-machi 2-chome, Chuo-ku, Osaka

541-0052 Japan

phone (06) 6261-5131

fax (06) 6261-0338

E-mail: [edbos@edb.gov.sg](mailto:edbos@edb.gov.sg)